

恵庭市雪対策基本計画の見直しについて

恵庭市では、2013年に雪対策基本計画を策定し、効率的かつ効果的な除排雪や市民協働などの取組を推進してきました。

計画策定から約10年が経過し、近年の記録的な異常気象の発生、除雪従事者の担い手不足、除雪機械の老朽化、財政状況の逼迫など、計画策定時に想定した社会経済情勢に変化が生じています。

こうした中、雪対策の現状を踏まえ、将来的に安定した除排雪体制の確保や更なる市民協働の推進など、新たな雪対策の課題や市民ニーズに対応する必要があり、雪対策基本計画の実行性を確保するため、これまでの計画を見直すことにしました。

現在、恵庭市では第5期恵庭市総合計画（基本構想2016年～2025年）で将来都市像を「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」としています。

この第5期恵庭市総合計画の基本目標の1つに、「地域資源・都市基盤を活かすまち」があり、その中で「安全で円滑な地域交通」という目標を定めています。

市民の方々の理解と協力をいただきながら、より効率的な除排雪の推進を図ることで、市民と行政が一体となり、安心して暮らせる冬の生活環境を形成することが出来ます。

協働に基づく雪対策の更なる拡充を図るため、計画の見直しを行います。

恵庭市雪対策基本計画 計画見直しの概要

| | |
|---|-------------|
| 1 | 目的・計画見直しの趣旨 |
| 2 | 計画の構成 |
| 3 | 課題 |
| 4 | 目標 |
| 5 | 施策 |

1

1 目的・計画見直しの趣旨

- 第5期恵庭市総合計画（基本構想：平成28年～令和7年度）で将来都市像を「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまちえにわ」としています。
- 第5期恵庭市総合計画の基本目標の一つとして、「地域資源・都市基盤を活かすまち」があり、その中で「安全で円滑な地域交通」という目標を定めています。

2

1 目的・計画見直しの趣旨

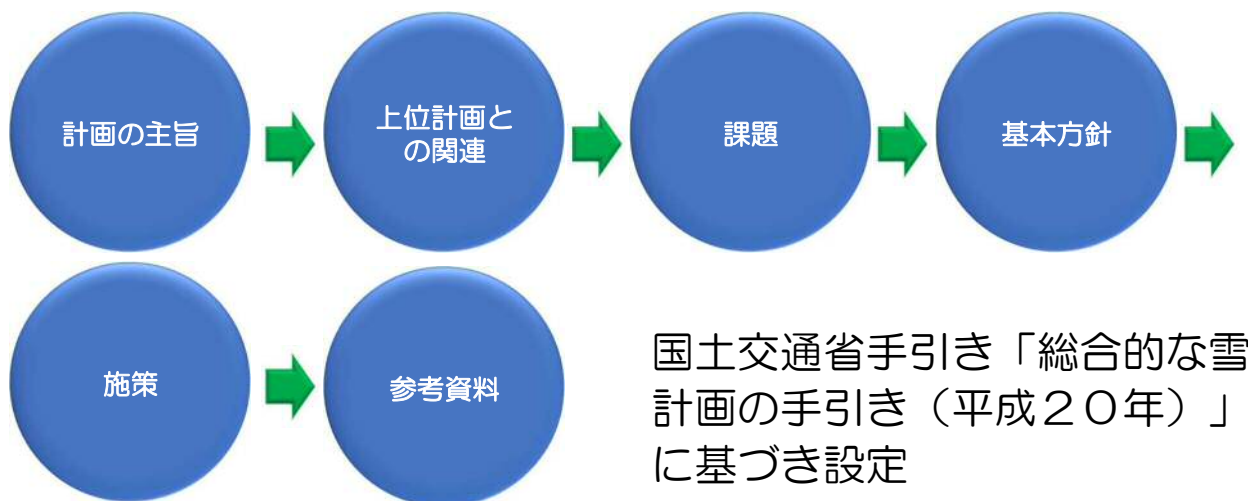
- 前回の計画策定（H25）から10年経過、異常気象の発生や社会情勢の変化により、見直しを検討

| | 前計画策定時 | 近年 |
|---------|----------|-------------|
| 社会情勢の変化 | 少子高齢化 | 高齢者・単身世帯の増加 |
| | 自動車保有数の増 | 情報通信技術の発展 |
| | 社会基盤の整備 | 厳しい財政状況 |

- 令和5年から令和14年までの10年間を見据えた計画
- 実施計画ではなく、基本計画

3

2 計画の構成



4

3 課題

- 前計画

▷課題の項目を設定せず、アンケート調査を基にした「市民意向」の項目中で、課題を表現していた。

- 本計画

▷令和4年度恵庭市雪対策市民会議（市民アンケート調査・町内会アンケート調査の結果を含む）の内容より、課題を抽出し明示した。（全15項目）

5

3 課題

| 種類 | 番号 | 項目 | 頁数 |
|---------------|---------|-----------------|-------|
| 市民ニーズ | 課題1-(1) | 幹線道路の除排雪の充実・強化 | P. 5 |
| | 課題1-(2) | 生活道路の除排雪の充実・強化 | P. 6 |
| | 課題1-(3) | 除排雪情報全般の共有化 | P. 6 |
| | 課題1-(4) | 除雪支援制度導入に向けた検討 | P. 6 |
| 異常気象 | 課題2-(1) | 庁内体制の構築 | P. 7 |
| | 課題2-(2) | 応援・要請体制の構築（国や道） | P. 7 |
| | 課題2-(3) | 雪堆積場の適正な運用 | P. 7 |
| | 課題2-(4) | 公園緑地への雪入れ検討 | P. 7 |
| 除雪従事者不足・機械老朽化 | 課題3-(1) | 除雪オペレーターの担い手不足 | P. 8 |
| | 課題3-(2) | 除雪車両の老朽化 | P. 9 |
| 財政状況の逼迫 | 課題4-(1) | 除雪予算の確保 | P. 10 |
| 高齢化社会 | 課題5-(1) | 除雪ボランティアの担い手不足 | P. 11 |
| 冬のルール | 課題6-(1) | 道路への雪出し | P. 11 |
| | 課題6-(2) | 路上駐車 | P. 11 |
| 雪まちづくり | 課題7-(1) | 雪の有効利用と冬季観光の認知 | P. 12 |

6

4 目標

- 前計画から目標の項目（及びタイトル）について変更無し。

| 番号 | 項目 | 対応する課題の番号 | 頁数 |
|----|----------------|--------------------|-------|
| 1 | 冬期生活道路の確保 | 1－（１）、１－（２）、２－（１）、 | P. 14 |
| | | ２－（２）、２－（３）、２－（４）、 | |
| | | ３－（１）、３－（２） | |
| 2 | 雪に強い住環境づくりの推進 | 4－（１） | P. 14 |
| 3 | 雪対策の協働体制の確立 | 1－（３） | P. 15 |
| 4 | 雪対策に関する支援の推進 | 1－（４）、５－（１） | P. 15 |
| 5 | 雪の生活の工夫とルールの確立 | 6－（１）、6－（２） | P. 15 |
| 6 | 雪の有効活用 | 7－（１） | P. 15 |

7

5 施策

- 前計画の施策項目に、施策8「公園・緑地への雪入れの推進」を追加した。

| 番号 | 項目 | 対応する目標の番号 | No. | 前計画からの変更内容（抜粋） | 頁数 |
|-----|------------|-----------|-----|--------------------------------|--------------|
| 施策1 | 市道除排雪の向上 | 1 | 1 | 除雪出動基準について記載 | P. 17 |
| | | | 2 | 路線排雪作業の拡充について記載 | P. 19 |
| | | | 3 | 交差点見通しの確保について、市民や企業への協力依頼項目を記載 | P. 20 |
| 施策2 | 交差点の見通しの確保 | 1 | 4 | 幹線・準幹線交差点排雪の拡充・適正化について記載 | P. 20 ～21 |
| | | | 5 | 生活道路交差点排雪の拡充について記載 | P. 22 |

8

5 施策

| 番号 | 項目 | 対応する目標の番号 | No. | 前計画からの変更内容（抜粋） | 頁数 |
|-----|-----------------|-----------|-----|----------------------------|-------|
| 施策3 | 公共交通機関の利用促進 | 1 | — | 大きな変更無し | P. 22 |
| 施策4 | 歩行空間の確保 | | — | 大きな変更無し | P. 23 |
| 施策5 | 持続可能な除排雪体制 | | 6 | 除雪機械の1人乗り化の実施、ICTの活用について記載 | P. 24 |
| 施策6 | 大雪時における対応と体制の確立 | | — | 大きな変更無し | P. 25 |

9

5 施策

| 番号 | 項目 | 対応する目標の番号 | No. | 前計画からの変更内容（抜粋） | 頁数 |
|------|---------------|-----------|-----|--|-------|
| 施策7 | 雪堆積場の充実 | 1 | 7 | 公共用地の利用促進、堆積容量確保目安について記載 | P. 26 |
| 施策8 | 公園・緑地への雪入れの推進 | | 8 | 公園・緑地への雪入れについて全文を追加 | P. 27 |
| 施策9 | 市民生活を支える除雪 | | 9 | 消火栓周りに投雪しないような配慮、屋根から落ちる雪や氷による事故防止について記載 | P. 28 |
| 施策10 | 雪に強い街並みづくり | 2 | — | 大きな変更無し | P. 28 |

10

5 施策

| 番号 | 項目 | 対応する目標の番号 | No. | 前計画からの変更内容（抜粋） | 頁数 |
|-------|----------------|-----------|-----|--|-------|
| 施策1-1 | 雪に適した建物の工夫 | 2 | — | 大きな変更無し | P. 29 |
| 施策1-2 | 市民との協働体制の確立・啓発 | 3 | — | 大きな変更無し | P. 30 |
| 施策1-3 | 雪に関する情報の共有化 | | 10 | 除雪情報のリンク集やバナー広告の特設、地デジ・ラジオの活用など、インターネット環境を有していない人やパソコンやスマートフォンなどの操作に慣れていない人への対応について一文を追加 | P. 30 |

11

5 施策

| 番号 | 項目 | 対応する目標の番号 | No. | 前計画からの変更内容（抜粋） | 頁数 |
|-------|-----------------|-----------|-----|--|-------|
| 施策1-4 | 除雪支援事業の促進 | 4 | 11 | 除雪ボランティアへの市民や地域、企業への活動参加の呼びかけの推進、庁内連絡体制について記載 | P. 31 |
| 施策1-5 | 雪国の暮らしの工夫やルール確立 | 5 | — | 共助の面より、ごみ収集前のごみボックスやごみ置き場周辺の除雪のお願いや、ポイ捨て・不法投棄禁止の啓発について記載 | P. 32 |
| 施策1-6 | 冷熱エネルギーの利用促進 | 6 | — | 大きな変更無し | P. 34 |

12

5 施策

| 番号 | 項目 | 対応する目標の番号 | No. | 前計画からの変更内容（抜粋） | 頁数 |
|------|-------------|-----------|-----|-----------------------------------|-------|
| 施策17 | 冬季イベントなどの促進 | 6 | 12 | 現在、恵庭市が取り組んでいる活動（冬のイベントや体験）について記載 | P. 34 |

恵庭市雪対策基本計画

(案)

(令和5年度～令和14年度)



恵庭市建設部管理課

【 目 次 】

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 計画の趣旨 | 3 |
| 2. 上位計画との関連 | 4 |
| 3. 課題 | 5 |
| 課題1 市民ニーズや高齢化社会に応じた冬期道路交通の確保 | 5 |
| (1) 幹線道路の除排雪について | 5 |
| (2) 生活道路の除排雪について | 6 |
| (3) 情報の共有化 | 6 |
| (4) 除雪支援制度の導入 | 6 |
| 課題2 記録的な気象の発生 | 7 |
| (1) 庁内体制について | 7 |
| (2) 応援・要請について | 7 |
| (3) 雪堆積場について | 7 |
| (4) 公園・緑地への雪入れについて | 7 |
| 課題3 除雪従事者の不足・高齢化と除雪機械の老朽化の進行 | 8 |
| (1) 除雪オペレーターの担い手不足について | 8 |
| (2) 老朽化した除雪車両について | 9 |
| 課題4 財政状況の逼迫 | 10 |
| (1) 除排雪予算の確保 | 10 |
| 課題5 高齢社会への対応 | 11 |
| (1) 除雪ボランティアの担い手不足について | 11 |
| 課題6 冬のルールが守られていない | 11 |
| (1) 道路への雪出しについて | 11 |
| (2) 路上駐車について | 11 |
| 課題7 雪と親しむまちづくり | 12 |
| (1) 雪の有効活用と冬季観光について | 12 |
| 4. 基本方針 | 13 |
| 5. 目標 | 14 |
| 目標1 冬期生活環境の確保 | 14 |
| 目標2 雪に強い住環境づくりの推進 | 14 |
| 目標3 雪対策の協働体制の確立 | 15 |
| 目標4 雪対策に関する支援の推進 | 15 |
| 目標5 冬の生活の工夫とルールの確立 | 15 |
| 目標6 雪の有効活用 | 15 |
| 6. 施策内容 | 16 |

| | | |
|------|------------------------|----|
| 施策1 | 市道除排雪の向上 | 16 |
| (1) | 早期の道路交通確保 | 16 |
| (2) | 計画的な除排雪作業の実施 | 17 |
| (3) | 路線排雪作業の拡充 | 19 |
| (4) | 路面整正作業の拡充 | 19 |
| 施策2 | 交差点の見通しの確保 | 20 |
| (1) | 幹線・準幹線交差点排雪の拡充・適正化 | 20 |
| (2) | 生活道路交差点排雪の拡充 | 22 |
| (3) | 積上げ拡幅作業の円滑化 | 22 |
| 施策3 | 公共交通機関の利用促進 | 22 |
| 施策4 | 歩行空間の確保 | 23 |
| 施策5 | 持続可能な除排雪体制 | 24 |
| 施策6 | 大雪時における対応と体制の確立 | 25 |
| 施策7 | 雪堆積場の充実 | 26 |
| 施策8 | 公園・緑地への雪入れの推進 | 27 |
| 施策9 | 市民生活を支える除雪 | 28 |
| 施策10 | 雪に強い街並みづくり | 28 |
| 施策11 | 雪に適した建物の工夫 | 29 |
| 施策12 | 市民との協働体制の確立・啓発 | 30 |
| 施策13 | 雪に関する情報の共有化 | 30 |
| 施策14 | 除雪支援事業の促進 | 31 |
| 施策15 | 雪国の暮らしの工夫やルールの確立 | 32 |
| (1) | 冬の服装・履物の工夫や公共交通機関の利用促進 | 32 |
| (2) | ごみ出しにも配慮 | 32 |
| (3) | ポイ捨てや不法投棄はしない | 33 |
| (4) | 道路への雪出しはしない・させない | 33 |
| (5) | 路上駐車をしない・させない | 34 |
| (6) | 安全運転 | 34 |
| 施策16 | 冷熱エネルギーの利用促進 | 34 |
| 施策17 | 冬季イベントなどの促進 | 34 |

1 計画の趣旨

1. 計画見直しの背景

恵庭市では、平成25年度に雪対策基本計画を策定し、効率的かつ効果的な除排雪や市民協働などの取組を推進してきました。

計画策定から約10年が経過し、近年の記録的な異常気象の発生、除雪従事者の高齢化、除雪機械の老朽化、財政状況の逼迫など、計画策定時に想定した社会経済情勢に変化が生じています。

こうした中、雪対策の現状を踏まえ、将来的に安定した除排雪体制の確保や更なる市民協働の推進など、新たな雪対策の課題や市民ニーズに対応する必要があり、雪対策基本計画の実行性を確保するため、これまでの計画を見直すことにしました。

| 既存計画との対比 | |
|--|---|
| 恵庭市雪対策基本計画（平成25年度） ○社会情勢 ・ 少子高齢化の進行 ・ 自動車保有台数の増加 ・ 道路など社会基盤の整備 など | 恵庭市雪対策基本計画（令和5年度） ○社会情勢 ・ 高齢者・単身世帯の増加 ・ 情報通信技術の進展 ・ 厳しい地方財政状況 など |
| ○計画概要 ・ 冬の市民生活ルール確立 ・ 除雪水準の確立 など | ○計画概要 ・ 情報共有体制の強化 ・ 除排雪体制の強化・見直し など |

2. 計画期間

計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間とし、期間内に本計画で定めた施策を実行していくものとします。また、今後の社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況などにより、必要に応じ適切に見直しを行うこととします。

3. 計画の見直しに当たって

計画の見直しに当たっては、市民参加により広く市民の意見を聴取するために、アンケート調査を実施しました。また、「恵庭市雪対策市民会議」を設置し、雪対策の推進に関する課題の整理や、雪対策を推進するための庁内の取組みについて検討を行いました。市民会議の委員は学識経験者や関係団体、公募市民など10名で構成され、様々な立場の視点から、雪対策に関する課題や在り方について議論を重ねながら、計画案の審議を行いました。

2 上位計画との関連

本計画は、恵庭市のまちづくりに関する総合計画である「第5期恵庭市総合計画」を上位計画とし、個々の施策の展開に当たっては、関係する各種計画との整合を図ります。

現在、恵庭市では第5期恵庭市総合計画※（基本構想：平成28年～令和7年度）で将来都市像を「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」とし

- (1) 市民による市民のためのまち
- (2) 誰もが健康で安全安心に暮らせるまち
- (3) 希望と活力に満ちたまち
- (4) 人が育ち文化育むまち
- (5) 地域資源・都市基盤を活かすまち

を目指しています。

この第5期恵庭市総合計画の基本目標の一つに、「地域資源・都市基盤を活かすまち」があり、その中で「安全で円滑な地域交通」という目標を定めています。

※恵庭市HP>市政>市の各種計画>総合計画

>第5期 恵庭市総合計画・後期基本計画>基本目標V

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1303870418352/files/7.pdf>

※参考：恵庭市都市計画マスタープラン

恵庭市HP>市政>市の各種計画

>都市計画マスタープラン>恵庭市都市計画マスタープラン

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1303777641201/files/zenpen.pdf>



3 課題

課題 1 市民ニーズや高齢化社会に応じた冬期道路交通の確保

恵庭市は、昭和55年度の恵庭ニュータウン・恵み野の分譲開始以来、都市化が進み昭和57年に50,000人を達成し、令和元年に70,000人を達成するなど人口も増加してきましたが、その後、増加のペースも鈍化し近年では微増に留まっています。将来的には、人口も減少に向かうという人口予測も出され、全国的な傾向と同様に、恵庭市においても確実に少子高齢化が進むという推計が出されています。

また、令和4年の市民アンケート結果より、車道や歩道の除雪状態に対する関心が高いことが伺えます。

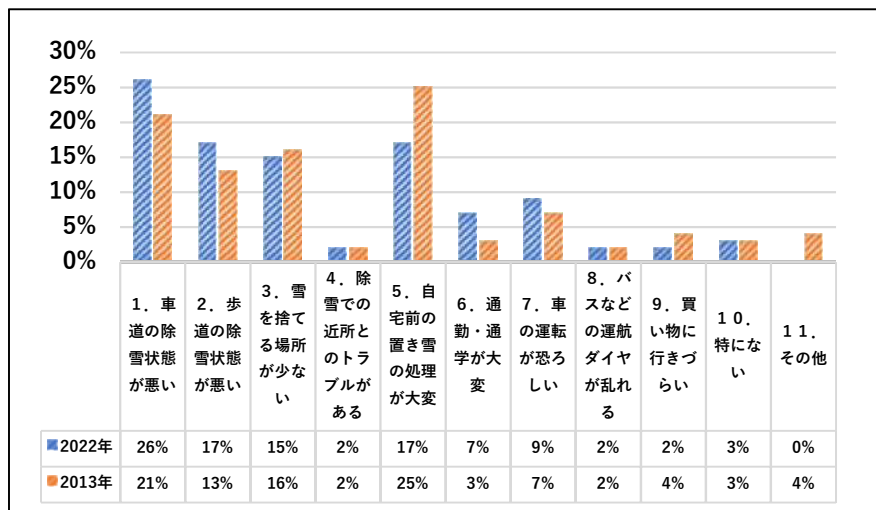


図 1 市民の関心

(1) 幹線道路の除排雪について

幹線道路は、物流や観光などの都市活動を支えるとともに、災害時に輸送路としての役割を担っており、これまで道路状況などに応じて除排雪を行ってきました。

幹線道路の交差点は、高い雪山となってしまう傾向があるため、見通しが悪く事故が発生する危険性が高くなります。また、交通渋滞の原因ともなることから、雪山排雪の強化を進めるとともに、通行幅の確保など除排雪の充実を図る必要があります。

(2) 生活道路の除排雪について

生活道路は、日々の暮らしを支えるとともに、市民にもっとも身近な道路であり、これまで10cm程度の降雪があったときに除雪を行ってきました。

生活道路の延長は恵庭市内全域で約390km（令和4年3月31日時点）となっており、短時間で生活道路全域を補完するには、路上の雪を左右にかき分ける「かき分け除雪」の理解を深める必要があります。

さらに、生活道路についても幹線道路と同様に、交差点部の雪山排雪の強化を図る必要があります。

(3) 情報の共有化

令和4年の市民アンケート結果より、除雪状況の情報をインターネットで提供されることを望まれている方が多くいます。

大雪情報や除雪の進捗状況をはじめとする除排雪に関する情報について、インターネット環境を有していない人や、パソコンやスマートフォンなどの操作に慣れていない人への対応など、情報閲覧時の利便性向上に向けた取組みを進める必要があります。

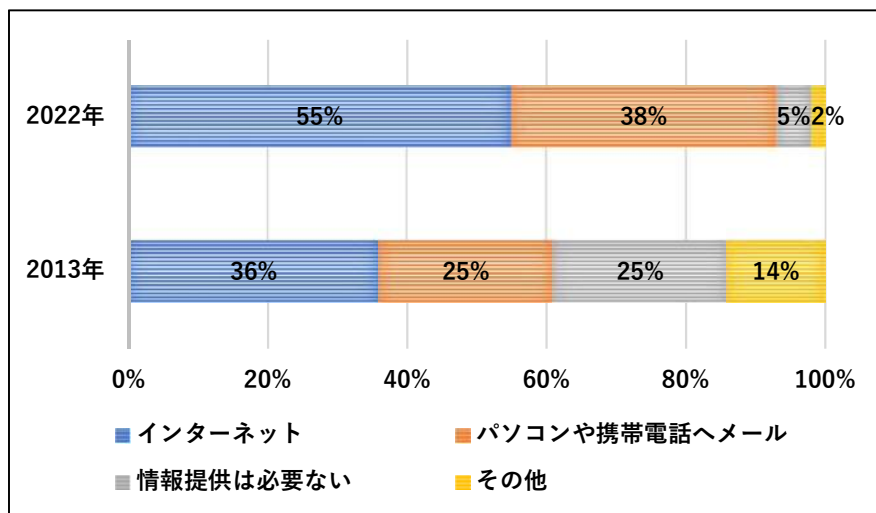


図2 情報の提供方法について

(4) 除雪支援制度の導入

当市では、生活道路などの排雪を地域の方々と市、除雪企業がそれぞれの役割を分担しながら連携を図り、運搬排雪を実施するパートナーシップ制度を平成13年から実施していましたが、対象範囲の全住民の賛同が必要であることなど、調整が困難なことから利用実績が無く、平成21年に廃止しています。

高齢化など近年の社会情勢を鑑み、小型除雪機貸出事業や排雪ダンプ支援事業など、除雪が困難な世帯への支援策を考える必要があります。

課題2 記録的な気象の発生

当市における累計降雪量の平均（平成24年から令和3年まで）は約494cm、除雪の平均出動回数は約15回となっており、平成25年時点（累計降雪量：約576cm、平均出動回数18回）と比較すると微減しています。

しかし、令和3年度の大雪時は、特異な気象状況が頻発したことで、道幅が狭くなり交通渋滞や路線バスの運休・ダイヤの乱れなどが発生しました。

【記録的な大雪（令和3年度）】

- 令和4年2月20日から23日にかけて98cmの大雪となり、2月23日に最深積雪深が観測史上最多となる154cmを記録しました。

（1） 庁内体制について

通学路のパトロールや塞がれた歩道の除雪、ごみ収集運搬支障箇所、エコバス運行ルートの確認など、必要に応じて、各部から支援職員を募る体制を整える必要があります。

（2） 応援・要請について

大雪時に備え、予め国や北海道をはじめとする関係機関や関係団体との協力体制を形成する必要があります。

（3） 雪堆積場について

雪堆積場の運用については、市が行う幹線道路や生活道路などの排雪をはじめ、個人排雪などに対応しつつ、雪害時の需要にも対応可能な運用方法を探らなければなりません。

また、一般入場ダンプが場内ルールを順守しないこと、隣接市の雪堆積場閉鎖に伴う市外排雪ダンプの入場など、雪堆積場の容量が逼迫しないよう、雪堆積場監視方法についても検討を進める必要があります。

（4） 公園・緑地への雪入れについて

当市では、令和2年度より除雪企業による公園への雪入れを試行しています。公園への雪入れは、道路への雪出しや道路脇の積上げ雪の高さの抑制などに効果があります。しかし、個人敷地の雪入れや、大雪による搬入路の閉塞、芝が剥がれるなどの問題が発生しているため、地域と利用のルールを定めたくうえで、運用を進める必要があります。

課題3 除雪従事者の不足・高齢化と除雪機械の老朽化の進行

除排雪作業を行う機械運転手の高齢化による人員不足が問題となっています。60歳以上の除雪オペレーター（助手を含む）は全体の2割を超えています。その一方で、若い世代の確保が難しく、29歳以下は1割程度と非常に少ない現状です。（図3）

また、保有する除雪機械の更新が進んでいない企業も増えています。

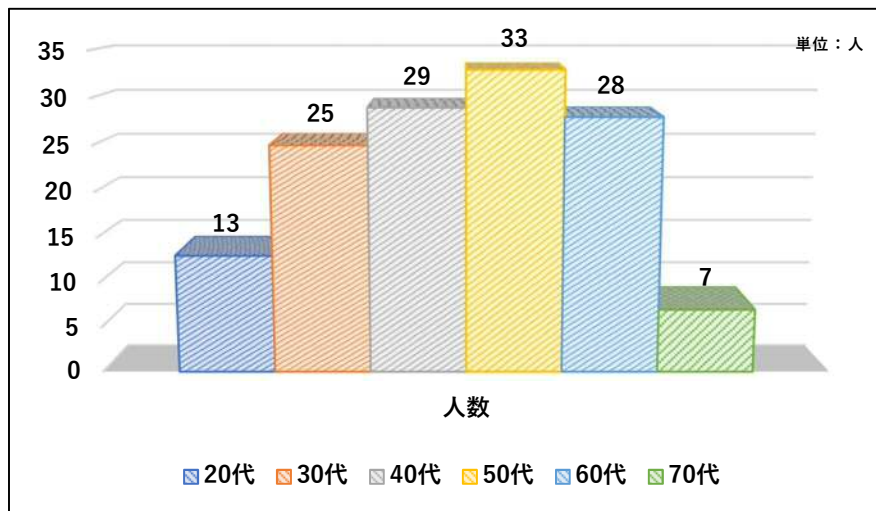


図3 除雪従事者の年齢別人数構成

(1) 除雪オペレーターの担い手不足について

除雪オペレーターなどの従事者は、高齢化が進むと同時に、年々減少していくことが予測されます。今後は必要な人数を確保することが出来なくなる可能性があります。

(2) 老朽化した除雪車両について

除雪作業で使用するロータリ除雪車などの特殊車両は、主に冬期間の除雪作業の使用に限定され、価格も高額であることから、新たな車両の購入は企業経営にとって極めて負担が大きいものとなっています。

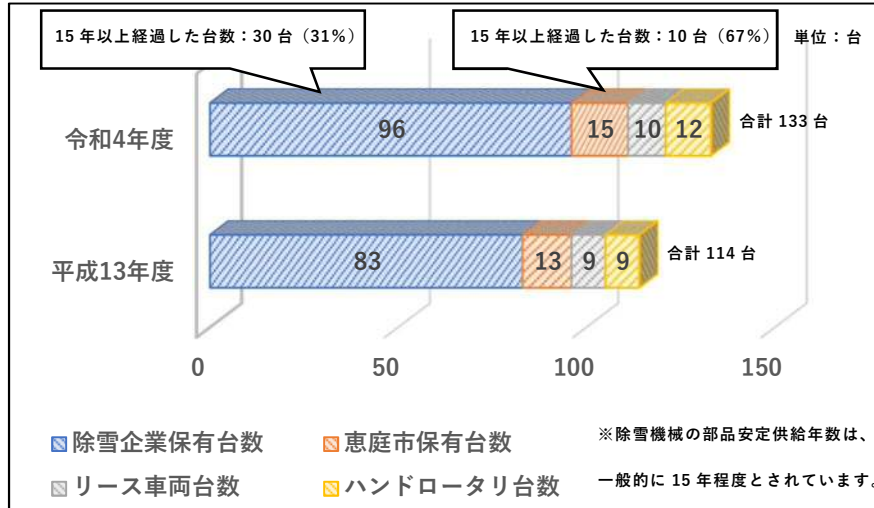


図4 除雪車両の保有状況



課題4 財政状況の逼迫

除雪予算は、労務単価や機械損料の上昇のほか、市民ニーズへの対応などにより、前計画策定時（平成25年度）の想定である年間3～5億円を上回る状況です。令和3年度は約9億円の費用が掛かりました。（図5）

恵庭市の除雪延長については、車道に関しては平成24年の約535km から令和3年では約541km（うち生活道路除雪延長：約390km）、歩道に関しては約181kmから約191kmと、それぞれ約6km、約10kmの増加となっています。1km当りの除雪費については、令和2年までは60～90万円程度で推移していましたが、令和3年は約170万円となっています。（図6）

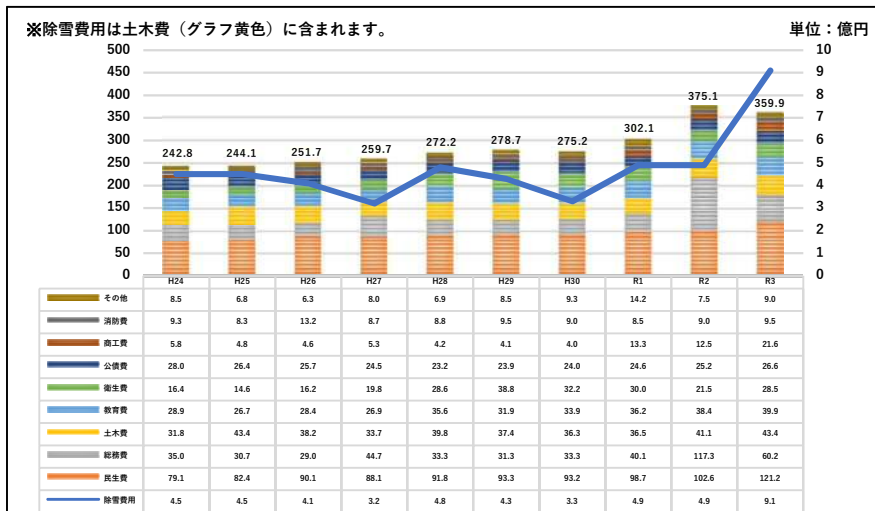


図5 一般会計予算（歳出）及び除雪費の推移

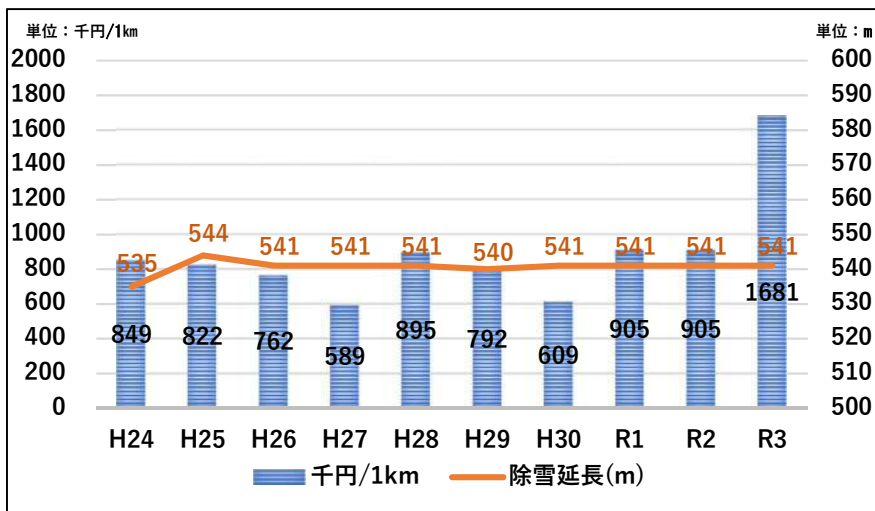


図6 除雪延長及び1km当たりの除雪費の推移

(1) 除排雪予算の確保

排雪ダンプトラック及び交通誘導員の確保に向けて、当初予算の排雪回数の見直しを行い、除雪シーズン前に体制を整える必要があります。

課題5 高齢社会への対応

敷地内の除雪、道路除雪後の置き雪、屋根の雪下ろしなどを行うことが困難な高齢者や障がい者世帯への支援が必要となっています。

(1) 除雪ボランティアの担い手不足について

令和4年の市民アンケート結果においては、除雪ボランティアに「参加する考えは無い」と回答した人が最も多く、除雪ボランティアの担い手不足が深刻な問題となっています。地域で除雪ボランティアを必要とする方へのフォローや、ボランティアの取りまとめなどに関する負担が今後大きくなることが考えられます。

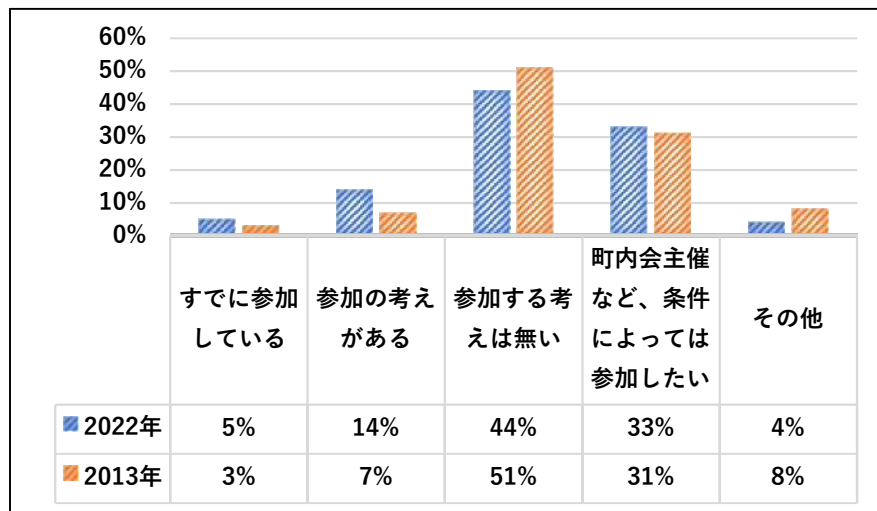


図7 除雪ボランティアへの参加意向

課題6 冬のルールが守られていない

路上駐車や道路への雪出しは、除排雪の作業効率低下の要因となっています。また、緊急車両の走行の妨げや、交通障害・事故の原因に繋がる可能性もあります。

(1) 道路への雪出しについて

個人や会社などの敷地内の雪は、敷地内で処理するのが原則です。宅地周辺の道路の雪や除雪後の玄関前や車庫前の置き雪の処理については、人や車の通行に支障とならないように道路わきに積み上げるのは認められますが、道幅を狭くしたり道路がでこぼこになったりするような行為は禁じられています。道路への雪出しを防止する取組みが必要となっています。

(2) 路上駐車について

冬期は、積上げ雪により道幅が狭くなるうえに、路上駐車をすると通常の自動車の通行や緊急車両の通行の妨げになるばかりでなく、除雪や排雪作業の支障となり、地域住民の方や道路を利用する方に大変迷惑となります。警察と連携した対応が必要となっています。

課題7 雪と親しむまちづくり

健康づくり、冬の運動不足の解消にはじめ、雪や冬の寒さといった特有の地域資源を活用した北国の文化として、市民の愛着と誇りを醸成することも必要な取り組みです。

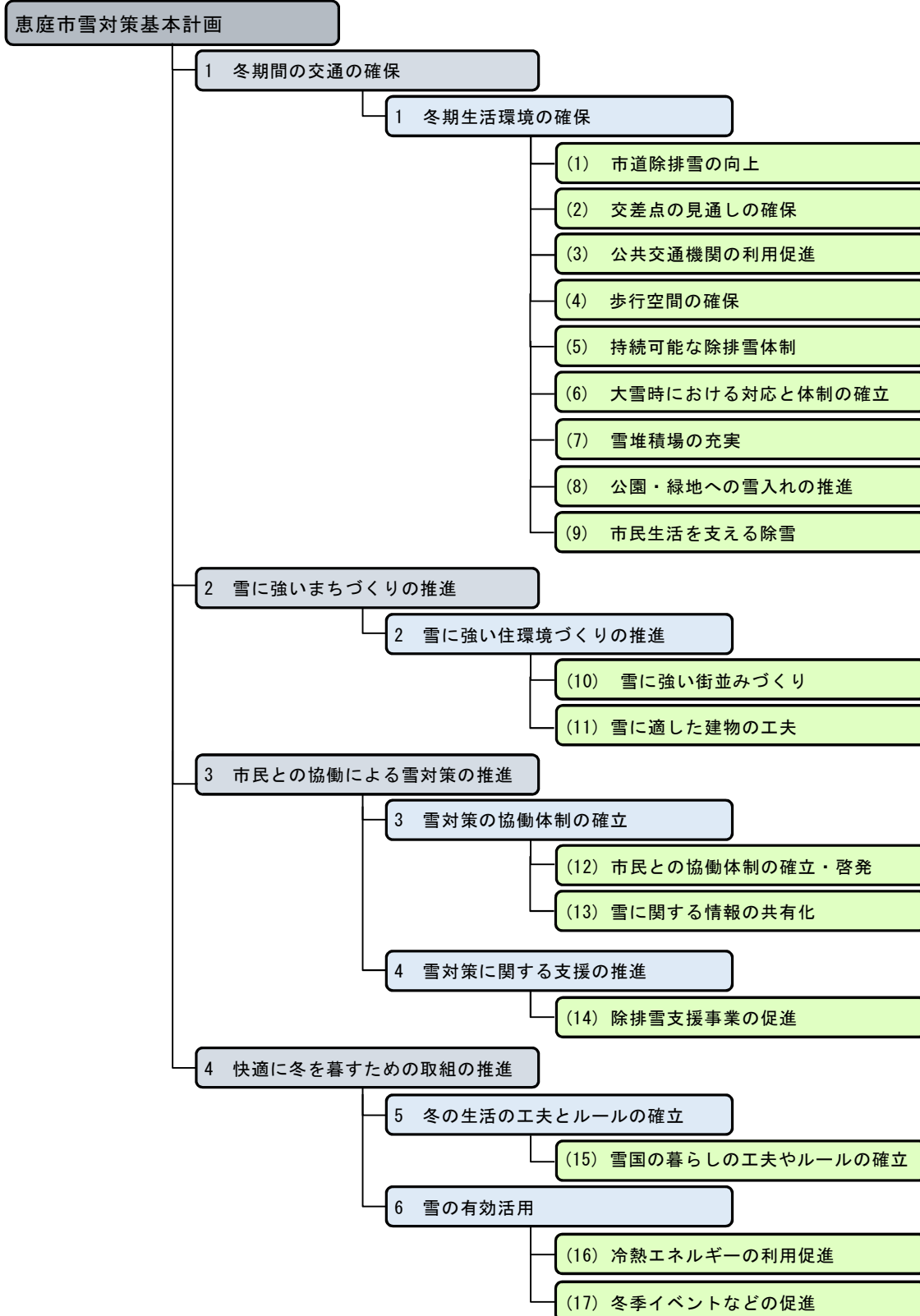
(1) 雪の有効活用と冬季観光について

近年、雪や氷で作った室などに野菜等を貯蔵するシステムや雪を活用した冷房システムなどの実験・研究が行われており、冷熱エネルギーの活用を進める新技術への取り組みが、全国各地で始まっています。

また、当市では、冬季に訪れる観光客数は、夏季に比べて減少傾向にあり、観光の通年化を図るにあたって、冬季観光は大きな課題です。



4 基本方針



5 目標

目標1 冬期生活環境の確保

令和4年の市民アンケート結果においては、幹線道路の除排雪については比較的満足度が高いため、現状の除排雪水準を維持しながら、凍結路面对策や交差点除排雪の強化など冬期道路の安全性を確保し、交通の円滑化と公共交通機関の利用促進を図ります。

また、「車道の除雪状態の改善」「歩道の除雪状態の改善」という市民要望が多いため、特に利用者が集中する施設周辺の歩道の除排雪や、通勤・通学路のより良い除排雪に努めます。

- 施策(1) 市道除排雪の向上
- 施策(2) 交差点の見通しの確保
- 施策(3) 公共交通機関の利用促進
- 施策(4) 歩行空間の確保
- 施策(5) 持続可能な除排雪体制
- 施策(6) 大雪時における対応と体制の確立
- 施策(7) 雪堆積場の充実
- 施策(8) 公園・緑地への雪入れの推進
- 施策(9) 市民生活を支える除雪



目標2 雪に強い住環境づくりの推進

雪国で暮らすうえで、生活上の工夫や雪国ならではのルールやマナーを守ること、日々の除排雪の負担軽減や生活環境の向上を図ることが必要です。

雪に強いまちづくりを進めながら、暮らしの工夫を紹介し市民の快適な冬の生活と環境の提供に努めます。

- 施策(10) 雪に強い街並みづくり
- 施策(11) 雪に適した建物の工夫



目標3 雪対策の協働体制の確立

高齢化の急速な進行は、私たちの生活に様々な変化をもたらします。今後は高齢者だけの家庭が増加したり、人口の減少に伴い市税収入が減少することが予想されます。このような社会情勢の中で、必要な除排雪を維持するために、市民や地域にも積極的な協力が求められます。

施策(12) 市民との協働体制の確立・啓発
施策(13) 雪に関する情報の共有化

目標4 雪対策に関する支援の推進

地域レベルの除雪に取り組む地域団体やボランティア企業活動を支援し、地域の除雪力の向上を目指します。

施策(14) 除排雪支援事業の促進

目標5 冬の生活の工夫とルールの確立

恵庭での生活を楽しみ、そして、新たな価値を見出すことは未来志向の住民にとって重要なことです。恵庭で生活するという事は、大量の降雪に見舞われ、平均気温が氷点下になることもある長い冬を過ごすという事でもあります。今日では、住宅の改良などにより屋内では冬も快適に過ごすことができるようになってきました。しかし、一歩外へ出ると、雪のない地方や雪のない季節と同じ生活を望むのは無理なことです。

日ごろから、雪国に暮らしているという意識を持ち、暮らしの工夫をするなど、生活する人々それぞれがルールを守って冬を乗り切る必要があります。

施策(15) 雪国の暮らしの工夫やルールの確立

目標6 雪の有効活用

冷熱エネルギーの利用促進に向けた取組みと、冬の健康づくりのため、雪に親しむ取組みを推進して行きます。

施策(16) 冷熱エネルギーの利用促進
施策(17) 冬季イベントなどの促進

6 施策内容

目標1：冬期生活環境の確保

施策1 市道除排雪の向上

除雪には、降雪状況に基づく降雪時除雪と路面の状態を整えるための路面整正があります。歩行者と自動車の交通安全確保のため、除雪の出動基準や確保すべき幅員などを検証しながら除雪の改善を目指します。凍結路面对策として、路面状況に応じた凍結防止剤の散布などを行います。

また、除排雪作業を工夫しながら限られた人員・体制においても、これまでの除雪水準を維持します。

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・ 除排雪作業や基準への理解
- ・ 除排雪後の置き雪の処理

(1) 早期の道路交通確保

早期の道路交通確保のために、本市では除雪ドーザー等により路上の雪を左右にかき分ける「かき分け除雪」を行います。（道路の両側は雪の堆積場所となります）（図8）

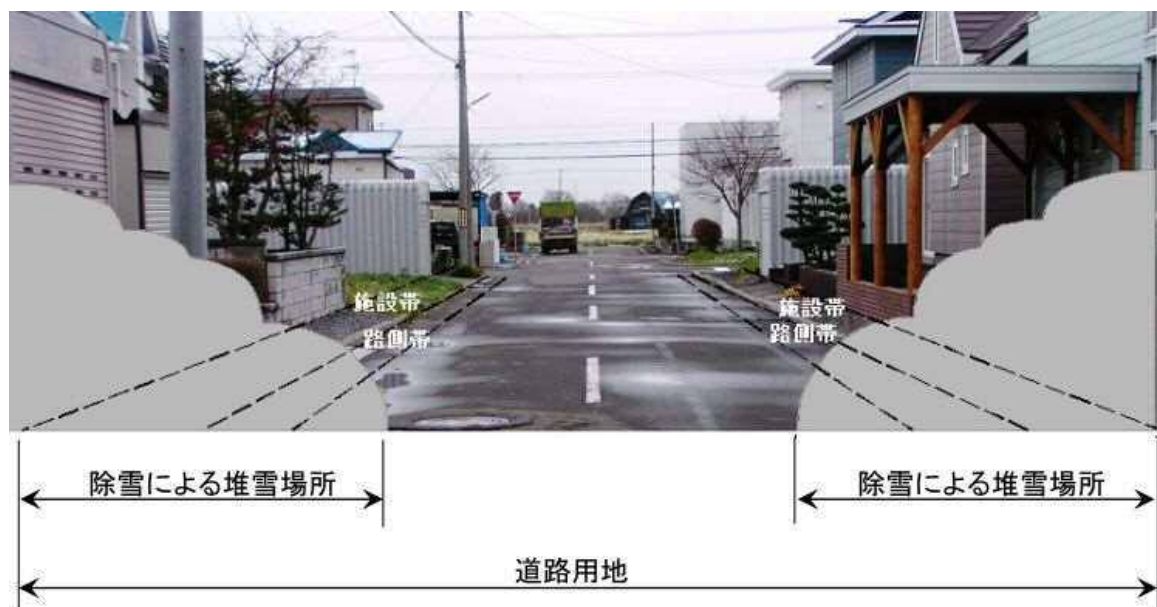


図8 かき分け除雪イメージ

(2) 計画的な除排雪作業の実施

気象予報や道路状況などを的確に捉え、除雪出動基準を定め、計画的に除排雪作業を行います。局所的にまとまった降雪などに対応するために、臨機の除雪対応についても検討します。

【除雪出動基準】

- 降雪量が10cm以上の降雪があった場合、風雪による吹きだまりが発生した場合。但し、道路交通に支障が無い場合や、気温が高く融雪が進む場合、車の走行ですでに圧雪状態であるとき、作業が通勤通学時間等に重なる際には、出動を見合わせる場合があります。さらに、吹雪など視界不良の時は作業中に事故が発生する恐れがあるため、天候の回復を待ってから出動します。

【除雪作業時間】

- 作業の始業終業時間帯は、原則として次のとおりとする。

一般除雪 → 始業 21:00 終業 7:00

歩道除雪 → 始業 21:00 終業 7:00

※朝の通勤・通学時に間に合わせる（明け方の降雪は除く）ため、深夜作業を基本とします。



表2 除排雪作業の概要

| 工種区分 | | 作業概要 |
|---------|------|---|
| 一般除雪 | 新雪除雪 | 路面の積雪を路側に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や固い圧雪が形成される前に作業を実施し、プラウ（除雪板）による比較的高速作業が可能な状態をいう。 |
| | 路面整正 | 路面上に形成された圧雪や氷盤の除去や、わだち掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。また、路面の積雪を完全に除去し圧雪の形成を防止するため新設除雪と同時施工を行う場合もある。 |
| | 拡幅除雪 | 路側に堆積した雪を、所定幅員や次の堆積スペースの確保、吹き溜まりの防止のため、路側のさらに外側に排除したり、雪堤に積み上げたりする作業をいう。 |
| 運搬排雪 | | 市街地や住宅地等の堆積スペースが狭い箇所、降雪や除雪作業により雪堤が大きくなり、路外への堆積や拡幅余地がなくなったときに、堆積した雪を所定場所へ運搬し、幅員や堆積スペースを確保する作業で、特に、交差点部の幅員を確保する作業をいう。 |
| 歩道除雪 | | 歩道上の積雪を排除、または歩道路面を平坦に保ち、歩行者の歩行に支障のないスペースを確保する作業をいう。 |
| 凍結防止剤散布 | | 路面の凍結や圧雪化の防止、氷盤化した圧雪の融解のため、薬剤を機械または人力で散布する作業をいう。（防滑材を散布する作業を含む） |

表3 除雪路線の種類

| 除雪路線の種類 | 道路機能・役割 |
|-----------|---|
| 幹線及び準幹線道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・高水準の除雪管理が必要な道路 ・交通量の多い道路 ・バス路線 ・道路網上必要な道路 |
| 生活道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿線住民の日常生活に供する道路 |

(3) 路線排雪作業の拡充

学校通学路や緊急輸送路などの交通確保、市道排雪を担う関係企業を確保するために、一定の時期に指定路線を排雪します。下記の優先度を基本ルールとして排雪路線を選定します。

【路線選定優先度】

| | | |
|-----------------|---|---|
| 優先度1・・・「学校通学路」 | : | 市内小中学校周辺 |
| 優先度2・・・「病院・消防署」 | : | 恵み野病院周辺、茂漁通など |
| 優先度3・・・「バス路線」 | : | 幹線以外のバス路線＞準幹線バス路線＞ 幹線バス路線 |
| 優先度4・・・「重要接続幹線」 | : | 跨線橋、踏切等 |
| 優先度5・・・「集客施設等」 | : | 駅、郵便局、商店街、スーパーなど集客 施設及び接続路線、幹線通り抜け路線な ど |

【条件的優先度】

| | | |
|------------------|---|-----------------|
| 優先度1・・・「両歩道除雪」 | : | 両歩道除雪実施区間 |
| 優先度2・・・「上等級接続道」 | : | 国道・道道接続幹線 |
| 優先度3・・・「雪堆積場接続道」 | : | 市内雪堆積場接続路線 |
| 優先度4・・・「幹線カーブ」 | : | 主要幹線見通し不良路線 |
| 優先度5・・・「積上拡幅路線」 | : | 複数回積上げ拡幅を実施した路線 |

(4) 路面整正作業の拡充

冬季に暖気が流入すると、踏み固められた圧雪路面が融雪し、走行わだちや凸凹が発生する場合があります。除雪パトロールで路面状況の悪化が認められる場合は、走行わだちや凸凹を削る路面整正を行います。

施策2 交差点の見通しの確保

雪山が大きくなる道路の交差点部分は、見通しが悪くなると交通渋滞の原因になりがちです。また、歩行者が横断するときに、自動車との交通上の接点にもなるため、事故の危険性も懸念されます。

そこで、現在よりもパトロールを強化することで状況を確認し、幹線道路や幹線道路に接続する道路の交差点、通学路における視認性を高めるため、交差点排雪などを行い、見通しの確保を図ります。

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・道路へ雪を出さない
- ・車運転時、見通しの悪い交差点における左右確認の徹底

(1) 幹線・準幹線交差点排雪の拡充・適正化

交差点付近の交通渋滞緩和に向け、箇所ごとに優先度を設定し排雪作業を強化します。

また、排雪企業により排雪範囲が異なる事が無いように、3車線レーン排雪標準図と幹線交差点排雪標準図を参考に作業を進めます。(図9、10)

【幹線・準幹線交差点排雪優先度】

| | | |
|------------------|---|----------------------|
| 優先度1・・・「3車線レーン」 | ： | 幹線右折用レーン交差点 |
| 優先度2・・・「通学路横断歩道」 | ： | 幹線・準幹線のうち、手押し信号交差点 |
| 優先度3・・・「幹線バス路線」 | ： | バス路線で、幹線と幹線の交差点 |
| 優先度4・・・「冠水交差点」 | ： | 融雪期冠水履歴交差点 |
| 優先度5・・・「教育関係」 | ： | 幼稚園など、スクールバス路線近傍の交差点 |

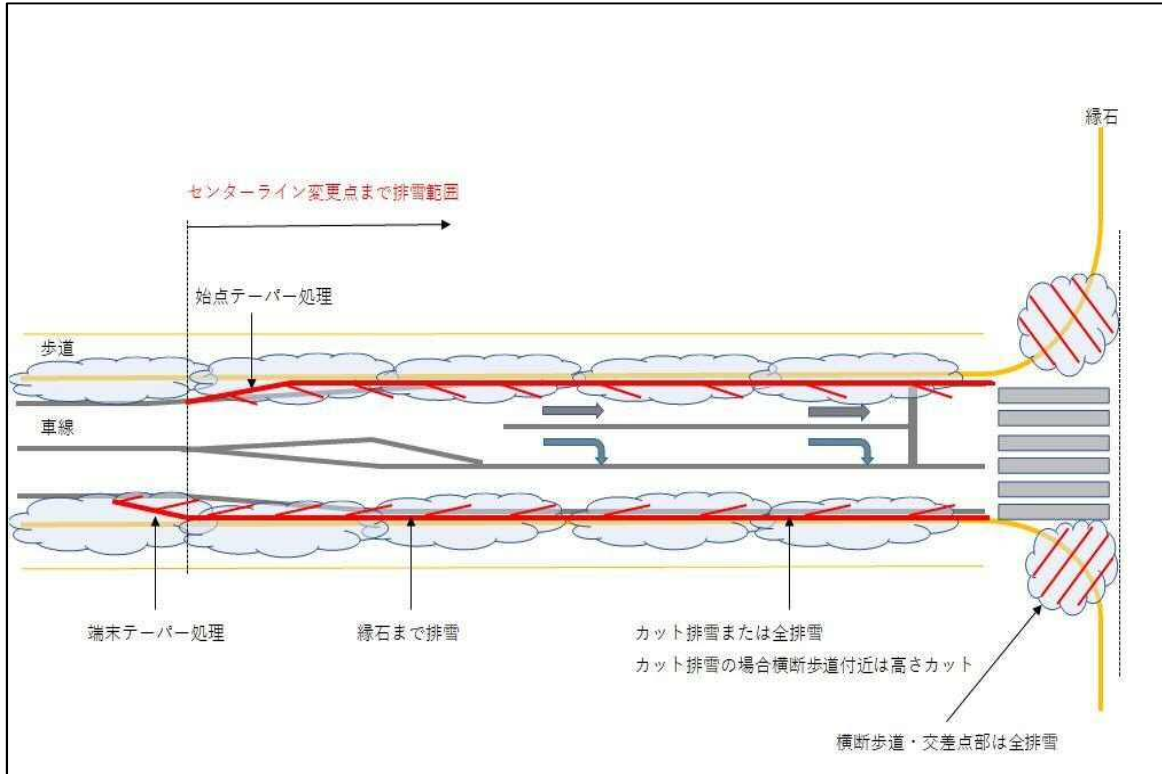


図9 3車線レーン排雪標準図

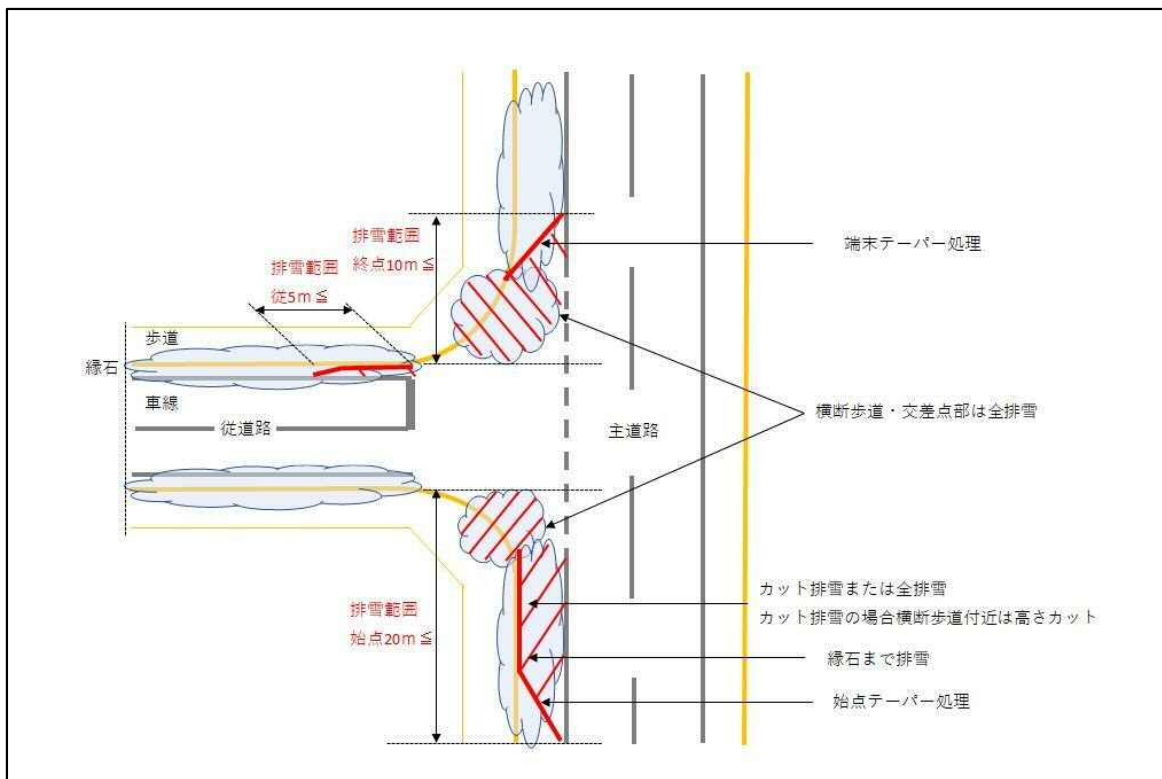


図10 幹線交差点排雪標準図

(2) 生活道路交差点排雪の拡充

交差点に堆積した雪山は、見通しが悪くなる前に速やかに排雪を行うことや、暖気により、ザクザク路面になることが予想される場合は、削った雪を一時的に交差点に堆積し速やかに排雪を行います。

また、運搬ダンプが円滑に周回できるように雪堆積場接続道路の交差点部の見通しを確保します。

(3) 積上げ拡幅作業の円滑化

ロータリ除雪車を用いた車線積上げ拡幅は、除雪により車線幅が狭くなった場合に排雪より先行して実施します。積上げ拡幅は一時的に拡幅効果を得られますが、拡幅を実施することで、路肩の雪堤を高くし交差点の見通し不良を助長したり、歩道除雪の不施工を招く危険性があることから、一定の水準を設定し作業の円滑化を図ります。

【積上げ拡幅水準】

- ・歩道除雪路線の積上げ拡幅作業は、歩道除雪不施工の可能性のあることから、積上げ拡幅実施路線は事後の排雪実施を前提として行う。
- ・路線排雪が着手される前の積上げ拡幅は、排雪の「路線選定優先度」に基づいて着手順位を決定するが、堆積状況に応じて路線の選定を行う。
- ・交差点は可能な限りテーパーカットを行い、シーズン中盤以降、雪堤が高くなり積上げできない場合は、要所に退避場の造成をするなど現場条件に応じた交通確保に努める。
- ・片歩道除雪路線や公園緑地に面している路線は、余剰空間を利用して率先して積上げ拡幅を行い、車幅確保を行う。
- ・主要幹線道路の積上げ拡幅は、交通渋滞や事故防止の観点から夜間作業を基本とし、路肩氷盤除去用の補助ミニドーザの縦走、雪堤高さに応じて大型ロータリ施工も必要に応じて検討する。

施策3 公共交通機関の利用促進

コンパクトなまちづくりの視点や地域の高齢化という実情を踏まえ、特に冬期においては、公共交通機関を利用しやすい環境に整える必要があります。

公共交通機関の利用促進を図るため、バス路線における交差点部の除排雪の向上や、重要な施設であるJR駅周辺、バス停の除排雪を地域の協力を求めながら対応して行きます。

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・公共交通機関利用の促進
- ・バス停などの除雪

施策4 歩行空間の確保

冬期間の歩道は、降雪や車道除雪による堆雪や段差などで機能が損なわれがちです。凍結した道路では、歩行者の転倒も懸念されます。そこで、パトロールの強化を図るとともに、凍結路面による事故防止のため、凍結防止剤の散布や滑り止めの砂箱の設置などの取り組みを進めます。

また、児童・生徒が多く利用する路線については、排雪や拡幅除雪により幅員を広げ安全を確保します。

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・通学路や横断歩道などの砂の散布協力
- ・見通しの悪い交差点などで飛び出したりしない、雪山で遊ばないなど安全教育



施策5 持続可能な除排雪体制

持続可能な体制をつくるため、夏期の道路維持業務と一体となった除排雪作業の委託を行うことで、通年での人員の確保や機械の維持更新を行いやすくすることができます。

除雪機械のうち、企業で保有・更新が難しい機種は、必要台数の確保に向け、本市が企業へ貸出しができるような制度について検討して行きます。

また、除排雪業務の担い手不足や高齢化の対策として、除排雪体制の維持・安定化に向けた取組みを推進して行きます。

本市では、除排雪作業の効率化・省力化に向け、これまで2人乗車としていた除雪機械の1人乗り化を進めます。除雪機械の1人乗り化は、除雪機械にバックカメラやセンサーなどの安全補助装置を設置することで、除雪オペレーター1人でも安全を確保しながら作業を行える状態を整える取組みです。

また、除雪従事者の労働時間の短縮に向け、これまで手作業で作成していた書類の一部をICT（情報通信技術）の活用により自動で作成できるシステムの活用を進めます。（図11）

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・ 作業や体制への理解
- ・ 除雪作業時に作業車に近寄らない

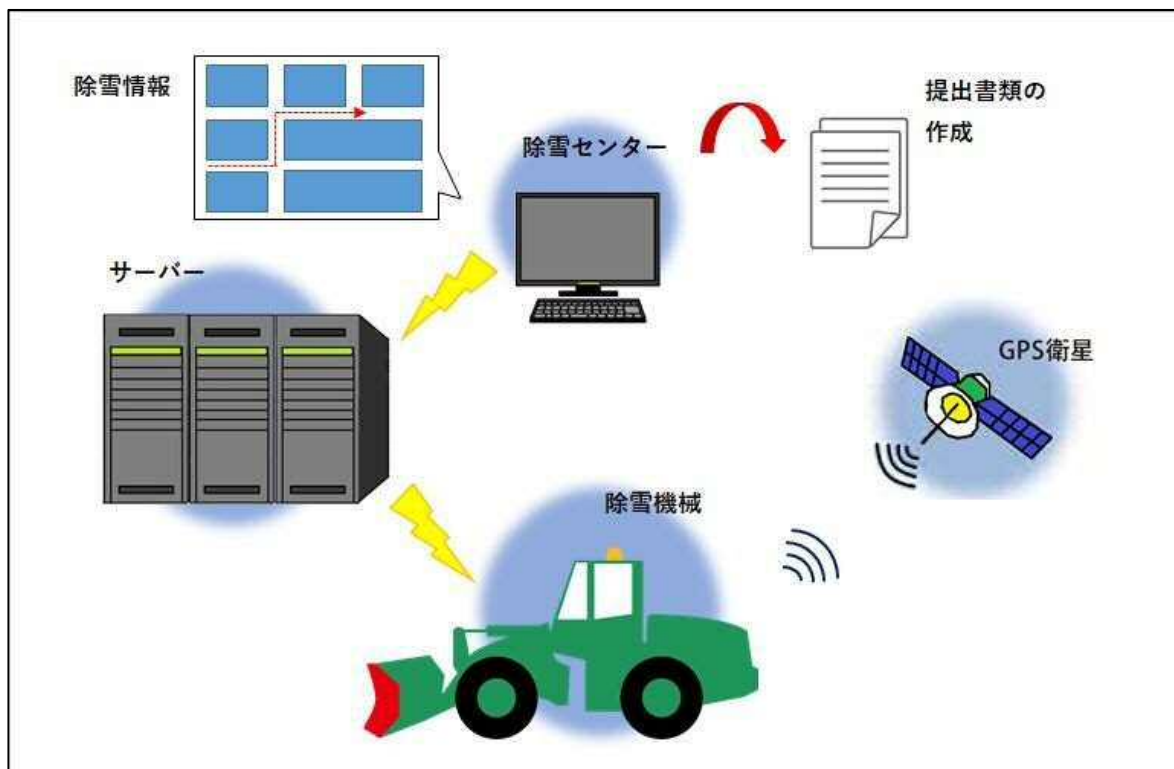


図11 情報通信技術活用のイメージ

施策6 大雪時における対応と体制の確立

暴風雪や大雪などに対処するため、迅速、的確な除雪を実施し、交通機能の確保を図る必要があります。また、大雪時には除排雪機械やダンプトラックの確保と、雪堆積場を拡張できる体制を整えておく必要があります。

すべての地区の除雪作業を完了するには時間を要するため、幹線道路やバス路線など交通量が多い路線を緊急除雪路線として、集中的かつ効果的に除雪を行い、幹線道路の円滑な交通の確保に努めます。このため、除雪企業と連携するとともに、国道・道路の管理者との連絡を密にして、柔軟な除排雪実施体制を確立します。

また、必要に応じて、庁内各部から支援職員を募る体制を整えます。

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・大雪時はなるべく外出を控える



施策7 雪堆積場の充実

今後、市が行う幹線道路の排雪や、個人負担で企業に依頼する排雪などの需要が高まることが予想されるため、新規の場所を確保するなど雪堆積場の充実を図ります。墓園など公共用地の利用についても検討を進めて行き、例年以上の雪堆積容量の維持に努めます。(図12)

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・一般開放している雪堆積場に、ごみを搬入しない

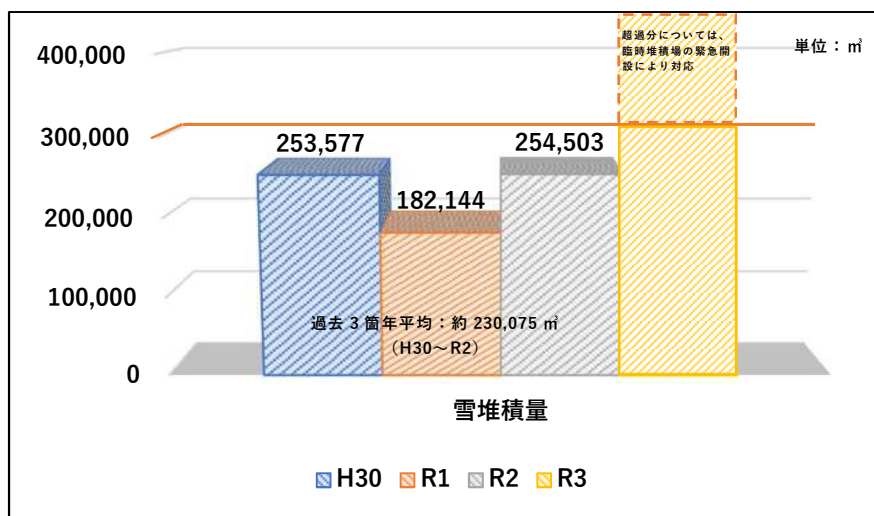


図12 雪堆積量の実績

施策8 公園・緑地への雪入れの推進

記録的な大雪に備え、道路排雪の公園・緑地への雪入れを行います。遊具への損傷対策や融雪時期のごみ拾いなど、公園利用者に配慮した形で進めます。

また、公園を地域等の雪堆積場として利用することも、今後、検討して行きます。

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・公園に積み上げられた雪で、危険な遊びをしない
- ・作業車両に近づかない



施策9 市民生活を支える除雪

冬期間の火災、救急救助活動などにおける緊急車両の通行の確保は、市民の生命・財産を守るために極めて重要であり、緊急時の支障とならないよう速やかな除雪の実施に努めます。また、雪の多い年は、落雪・落下などによる死傷事故の多発が予想されることから事故防止について広く周知します。

消火栓や防火水槽などの雪対策としては、消防署による除雪はもとより地域の住民や事業所等の除雪協力も求めながら、冬期の維持管理に努めます。なお、歩道除雪時は極力、消火栓周りに投雪しないよう配慮しながら作業を進めます。

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・ 消火栓周囲の除雪
- ・ 落雪・落下事故防止の取り組み

別紙

おねがい!

(屋根から落ちる雪や氷による事故の防止について)

毎年、冬になると、屋根に積もった雪や氷、つららなどが落ちて、歩行者がケガをしたり、死亡したりする事故が起こっています。
冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に、次のことに注意をお願いいたします。

- 屋根の雪や氷、つららなどが道路に落ちる構造の建物には、事故を防ぐため、**丈夫な雪止めなどを付けるようにしてください。**
- 雪止めが付いていても、強さが足りなかったり、針金などの錆や老朽化による破損が原因で落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところは修繕してください。
- 屋根の雪や氷、つららなどは、**気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに落ちやすくなります。**歩行者や遊んでいる子供たちに注意をして、早めに雪や氷、つららなどを落としてください。
- ビルの壁、窓枠、突出看板等から落ちる雪や氷は少量でも危険です。付着した雪や氷は、こまめに取り除くようにしてください。また、雪などを除去する際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。
- 雪や氷が落ちるおそれのある軒下などを通行している歩行者には、十分注意を促すようにしてください。**軒下では子供たちを絶対避けないように注意してください。**
- 屋根から雪が落ちたときは、直ちに人が巻き込まれていないか確かめるとともに、速やかに落ちた雪を処理してください。
- 歩行者や車の通行に支障となりますので、屋根から落ちた雪や敷地内の雪は絶対に道路へ出さないでください。

北海道開発局・北海道・北海道警察

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
(令和4年12月6日 札建特公第837号)
より

目標2：雪に強い住環境づくりの推進

施策10 雪に強い街並みづくり

あらかじめ、区画整理や宅地開発時に雪の堆積場を確保することや、地区計画などで宅地前面の雪堆積空間を確保することは冬期間の居住環境がよくなるなど重要なことです。このためには、都市計画上の議論が必要ですので、市の各種会議等の場で議論を進めることも検討します。

施策 1 1 雪に適した建物の工夫

宅地内の建物の配置や屋根の構造、玄関の向きなどを工夫することで、除雪の負担を軽減することは重要です。このため、敷地内の雪を敷地内で処理することが可能となるよう建物の新築、増改築などの際における除雪負担の軽減方法や堆雪スペースの必要性について、周知、啓発を進めます。また、設計及び建築会社へも配置計画などで配慮を求めるよう啓発します。

【参考】

敷地内の雪堆積場所の確保や、路上駐車防止という事から建物配置の工夫として、将来を見越した駐車スペースの確保や、芝生等のスペースを広くすることによって敷地内に堆雪スペースの確保ができます。

また、共同住宅を建てる際には、駐車スペースを入居戸数分だけではなく、一世帯で複数台の車両を所有している場合を考慮したり、来客者分の駐車スペースの確保を行うことなどで、路上駐車を減らすことができます。

* 配置例

(非積雪期)



予備駐車スペース

(積雪期)



堆雪スペース
(予備駐車スペース)



予備駐車スペース



堆雪スペース
(予備駐車スペース)

堆雪スペース

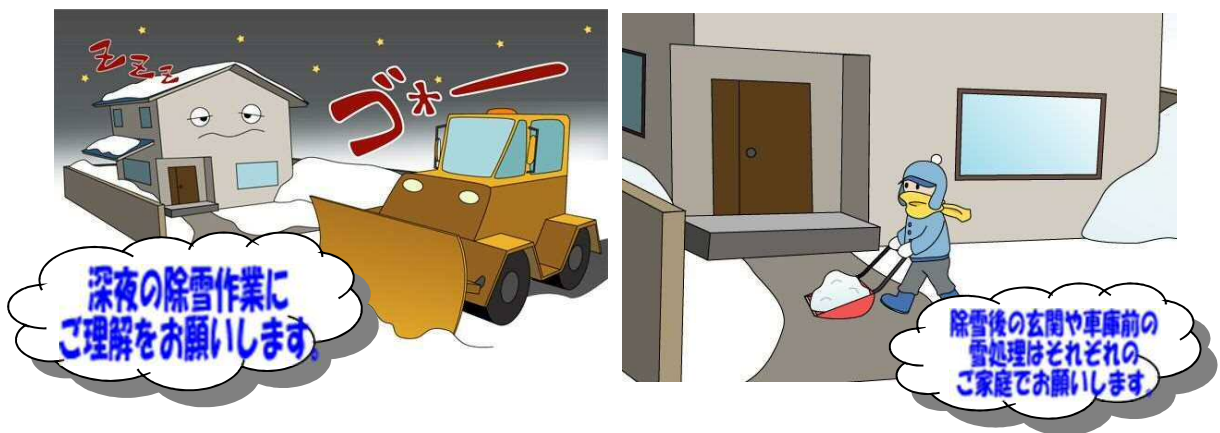
目標3：雪対策の協働体制の確立

施策12 市民との協働体制の確立・啓発

除雪や排雪のすべてを行政が支援することは不可能です。このため、市民や地域と行政のそれぞれが役割を分担し、責務を果たすことが必要です。従来通り通行に必要な道路空間の除雪については、行政の役割とし、道路の除雪後の玄関前や車庫前などの置き雪の処理は、道路利用者である市民・企業の役割とすることを基本とします。

したがって、雪に関する生活上のルールやマナーを尊重しながら、それぞれが相互に協力し雪と向き合い、冬の生活をより快適なものにしていくことが重要です。

そのために、雪対策やルール、マナーをお知らせするとともに、地域の方々との情報交換（地域懇談会の開催やアンケート調査の実施など）に努め、市民理解のうえでそれぞれの役割分担のもとに公平感を感じられるよう円滑な除排雪に努めます。



施策13 雪に関する情報の共有化

いつ除雪が入るのか、除雪が出ているのか、雪堆積場はどこが利用できるのかなどの情報は、市民にとっても身近で必要な情報です。

このため、市民をはじめ地域から寄せられる情報の取得に努めながら、除雪状況についての情報発信（地上デジタル放送・FM ラジオ・防災無線などの活用）や、除雪に関するホームページを充実するなど情報提供方法の検討を進めます。また、除排雪情報をまとめたリンク集を作成し、冬期間のみホームページ及びポータルアプリ上に、バナー広告を特設するなど、利便性の向上を図ります。



目標4：雪対策に関する支援の推進

施策14 除雪支援事業の促進

少子高齢化の進む社会情勢から、高齢者や障がい者世帯にとっては、敷地内の除雪、特に道路除雪後の玄関前や車庫前の置き雪を取り除くことが困難になっています。このように除雪作業が困難な世帯への支援制度には、近所の助け合いやボランティアによる支援、そして恵庭市社会福祉協議会が行う福祉除雪などがあります。

除雪が困難な世帯への支援や、市道排雪の支援などを進めるため、除雪支援事業の周知を図るとともに、現行制度の充実や新たな制度（パートナーシップ制度・小型除雪機貸出事業・排雪ダンプ支援事業）を検討し、高齢社会のなかで、今後も共助・公助による雪対策を進めます。市民や地域、企業などから主体的な行動を引き出すため、活動参加の呼びかけを行います。

また、除排雪作業の情報などを庁内で共有出来るような仕組み（メールでの一斉送信など）を構築し、福祉除雪事業者との連携を強化します。

【参考】

- ・福祉サービス(恵庭市保健福祉部介護福祉課)
- ・除雪ボランティア(社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会)
- ・パートナーシップ制度・小型除雪機貸出事業・排雪ダンプ支援事業（参考資料別冊3）

【市民や企業に協力して頂きたいこと】

- ・近所・地域の除雪困難世帯への雪処理などの助け合い



<えにわ ささ恵あいマップ>

（発行：恵庭市社会福祉協議会）

- ・玄関道路除雪、道路除雪の置き雪除雪、屋根の雪下ろし、排雪に対応（一部または全部）している市内法人・企業が紹介されています。



<ちよこっとお手伝いサービス「なんもだよ」>

（発行：恵庭市社会福祉協議会）

- ・市内在住、または市内に通勤・通学する方を対象とした、住民参加型有償サービス（玄関前雪）について紹介されています。

目標5：冬の生活の工夫とルールの確立**施策15 雪国の暮らしの工夫やルールの確立**

北海道の降雪量は、本州の豪雪地帯とは比較にはなりません、気温の差が大きく、ほとんどの地区が大量の降雪に見舞われます。当市においても毎年5mから6mの降雪があります。

今日、都市化の進行や住宅の改良などにより、冬も快適に生活することが可能となっていますが、雪のない地方や季節と同じ生活水準を望むこと自体が無理であり、実現不可能なことです。

日頃から各自が雪国としての暮らしの工夫をするなど、市民全体でルールを守って冬を乗り切る必要があります。

このため、雪国の暮らしの工夫やルールの確立の周知、啓発を進めます。

(1) 冬の服装・履物の工夫や公共交通機関の利用促進

冬に雪のない季節と同じ生活を望むのは無理であり、通勤や通学時には、防寒のための服装や履物などの工夫が必要となります。

また、降雪が多いときは、交通渋滞が発生しやすいため、交通機関の利用にも配慮が必要です。夏期と比べるとバス利用率は高くなっていますが、できるだけ多くの人々が自家用車の利用を控え、公共交通機関を利用することで円滑な交通の確保が容易になってきます。

このため、冬の服装や履物の工夫の啓発、公共交通機関の利用促進の啓発を進めます。

(2) ごみ出しにも配慮

当市は北海道内でも数少ない戸別収集を実施しています。戸別収集は、ステーション収集と比べ、ごみや資源物排出に対する責任感の醸成が図れることや、排出しやすいメリットがある一方、降雪期には収集員の作業量が増え、収集が遅れることがあります。

そのため、吹雪や大雪のときは、ごみボックスやごみ置き場の周囲を除雪し、収集日当日にごみ出しをすること、または、次の収集日まで待つといった配慮をするなど、冬のごみ出し方法の周知、啓発を進めます。



(3) ポイ捨てや不法投棄はしない

ポイ捨てや不法投棄されたごみや資源物は、除雪作業の支障になるばかりでなく、排雪時に雪堆積場に運ばれ、雪解けが進むと見苦しく不衛生になるのも課題の一つです。また、雪堆積場のほとんどが借地で使用しているため、返却時にごみ拾い等で費用が掛かります。「ポイ捨てや不法投棄はしない、させない」ための周知、啓発を進めます。

(4) 道路への雪出しはしない・させない

敷地内の雪は、自己敷地での処理が原則で道路に出すことは禁止されています。また、除雪後の置き雪の処理では、一時的な雪置き場として道路を利用することになりますが、この場合は周辺の迷惑行為を最小限にするための配慮が必要です。

近年、自己負担により企業に排雪を依頼する方が増えつつありますが、その場合でも同様です。自動車や歩行者の通行スペースに雪を積んだり、まき散らしたりすることのないようにしなければなりません。また、商店や事業所なども敷地内や駐車場の雪を道路脇に積まないようにし、自分で排雪をする必要があります。

このため、小学生を対象とした出前講座の実施をはじめ、「道路への雪出しはしない、させない」ための周知、啓発を進めます。



【参考】

- ・ 道路交通法第76条第4項第7号では、道路における交通の危険や妨害となるおそれがある行為が禁止されています。

(5) 路上駐車をしない・させない

冬期は、特に道路が狭くなるうえに路上駐車をすると通常の自動車の通行や緊急車両の通行の妨げになるばかりでなく、除雪や排雪の大きな支障となり、近隣に住む人々にも大変な迷惑となります。一人ひとりの自覚によって地域ぐるみで冬を乗り切る必要があります。このために、「路上駐車をしない、させない」の周知、啓発を進め、関係機関との連携強化を図ります。



(6) 安全運転

冬期は、道路が滑りやすく、また、時には段差やわだちもあるなど、車の運転には慎重さが必要になります。

このため、安全な運転の啓発を進めます。

目標6：雪の有効活用

施策16 冷熱エネルギーの利用促進

近年、雪や氷を食料備蓄や冷房のエネルギーとして利用する研究や実験が進んでいます。食料備蓄では、雪を穀類や野菜類の低温貯蔵に利用することやビルやマンション、畜舎の冷房などに利用する取り組みが道内の各地で実践されています。さらに、北海道農業の潜在能力を生かす大規模長期食料備蓄基地を設ける構想もあります。

一般家庭でも昔から冬に野菜を貯蔵していた家庭も多かったように、工夫次第では春までなら野菜などの貯蔵に雪室として使うことが可能となるなど、利活用についての啓発を進めます。

施策17 冬季イベントなどの促進

冬季のイベントでは、各地で開催されている雪や氷の像を作成展示する祭典や雪合戦などが代表的なもので、閉じこもりがちな冬の生活に明るさと活気を呼び込んでいます。

当市では、「えにわシーニックナイト」「スノーフェスタ」「恵庭クロスカントリースキー大会」などが行われています。また、「花の拠点（はなふる）」のガーデンエリは、冬期間に雪の滑り台が造成され、子供たちがスノーチューブやそりで遊べる場所にもなっています。

今後も、より多くの人々に参加して頂けるよう運営方法に検討を加えながら、冬季イベントや冬の遊び・体験の支援を進めます。



冬季イベント（えにわシーニックナイト）



冬の遊び（「花の拠点（はなふる）」のスノーチューブ滑り）



冬の遊び・体験（「恵み野中央公園」の雪の迷路）



冬の体験（「恵庭ふるさと公園」のイグルー）

参 考 資 料

【 目 次 】

| | |
|-------------------------|----|
| 資料1. 基本計画策定経過 | 2 |
| 資料2. 恵庭市除排雪要項 | 4 |
| 資料3. 恵庭市の現況と市民意向 | 6 |
| 資料4. 除雪出動及び実施基準他 | 9 |
| 資料5. 恵庭市の冬期道路管理基準 | 11 |
| 資料6. 除排雪車両について | 12 |
| 資料7. 除雪サービス事業（福祉除雪）について | 13 |
| 資料8. 道路への雪出しの禁止に関する法律 | 14 |
| 資料9. 路上駐車禁止に関する法律 | 16 |

資料 1 基本計画策定経過

1. 恵庭市雪対策市民会議の開催趣旨

恵庭市の総合的な雪対策を行うために策定する「恵庭市雪対策基本計画」に関して、冬期間の市民生活に密接に関係する各分野や市民からの委員により、様々な視点で検討を行い「恵庭市雪対策基本計画に関する提言書」を策定するために「恵庭市雪対策市民会議」が設立されました。

(市民会議委員)

| 役職 | 氏名 | 所属団体など |
|-----|--------|-----------|
| 議長 | 小山 茂 | 学識経験者 |
| 副議長 | 平沼 淳 | 学校関係 |
| 委員 | 石崎 光重 | 消防関係 |
| | 大塚 浩 | 除雪関係 |
| | 嘉屋 和良 | ごみ収集・運搬関係 |
| | 北林 優 | 町内会関係 |
| | 金田一 秀美 | 交通（バス）関係 |
| | 後藤 美江 | 市民 |
| | 船田 清 | 社会福祉関係 |
| | 若生 めぐみ | 警察関係 |

(委員氏名：50音順に記載)

2. 市民会議開催状況

- 第1回 恵庭市雪対策市民会議
日時 令和4年8月9日（火） 午後3時から
場所 恵庭市役所本庁舎3階 第2・第3委員会室
会議内容 恵庭市の除雪の現状説明、基本計画策定背景説明、質疑応答
議事概要 市による除雪概要、計画策定の背景の説明

- 第2回 恵庭市雪対策市民会議
日時 令和4年9月12日（月） 午後3時から
場所 恵庭市役所本庁舎3階 第1委員会室
会議内容 恵庭市の現況について、各委員からの意見について
議事概要 除雪出動回数や財政状況の説明、除排雪に関する問題の提起

- 第3回 恵庭市雪対策市民会議
日時 令和4年11月11日（金） 午後3時から
場所 恵庭市役所本庁舎3階 第2・第3委員会室
会議内容 雪対策に関する市民アンケートの集計結果について
議事概要 アンケート集計結果の評価

- 第4回 恵庭市雪対策市民会議
日時 令和4年12月21日（水） 午後3時から
場所 恵庭市第2庁舎2階 大会議室
会議内容 雪対策基本計画提言書（案）の質疑応答
議事概要 大雪時のごみ出しのルールについて周知・啓発を行う、大雪に伴う交通渋滞における対応方法の確認

- 第5回 恵庭市雪対策市民会議
日時 令和5年1月20日（金） 午後3時から
場所 恵庭市第2庁舎2階 大会議室
会議内容 基本計画提言書内容についての最終確認
議事概要 変更内容の説明・確認

資料 2 恵庭市除排雪要領

第1条 目的

恵庭市が管理する道路等の除雪排雪作業等の実施により交通の早期確保を目的とする。

第2条 除雪

1. 出動基準

降雪量が10cm以上になった場合、あるいは連続降雪、風雪による吹溜り及びわだち等が生じた場合は、随時出動する。

2. 実施基準

夜間における連続降雪の場合は、原則として午前7時迄に作業を終了するものとし、昼間の連続降雪の場合は、交通機関の運行前及び車のラッシュ時前に実施する。吹雪の時等は、天候の回復を待って実施する。

3. 除雪の順位

除雪の必要を認めた時は、次の除雪種別路線の順位に基づき行き、最初規定時間迄1車線を確認し、降雪状況を判断しながら逐次拡幅除雪を実施する。

4. 除雪路線の種類

・第1級除雪路線

主要幹線及びバス路線であって、交通量が特に多いと思われる市道

・第2級除雪路線

通勤・通学・防火に必要な路線であって交通量が特に多いと思われる市道

・その他除雪路線

第1級・第2級以外の市道、公共施設及び交通量が多く公共性を有すると認められる通過交通のできる私道

第3条 歩道除雪

1. 歩道除雪については、歩道幅員・構造に応じ機械(歩道ロータリ車・グレーダ)及び人力で除雪する。

2. 歩道除雪の順位

第1級歩道除雪路線 通学用道路

第2級歩道除雪路線 その他の一般道路

第4条 排雪及び雪堆積場

1. 排雪

排雪については、降雪の状況により随時対応していくものとする。

2. 雪堆積場

雪堆積場については、別紙図面のとおりとし、雪の堆積に支障のないよう常に雪堆積場内の整備を行うものとする。(委託業者のブルドーザ)

第4条 豪雪時の対応

豪雪時は、市・民間業者ならびに自衛隊の出動を要請し、三者一体となって対応する。

附則

〔施行期日〕

1. この要綱は、平成4年12月1日から施行する。
2. この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

資料 3 恵庭市の現況と市民意向

1. 恵庭市の現況

(1) 位置と地形、気象

面積：294.65 平方キロメートル

※道内の他市と比較すると留萌市（298 平方キロメートル）とほぼ同面積です。石狩管内では、千歳市（595 平方キロメートル）の約半分で、北広島市（119 平方キロメートル）の約 2.5 倍です。

平均気温 7.4℃ ※

最高気温 31.7℃ ※

最低気温 -22.0℃ ※

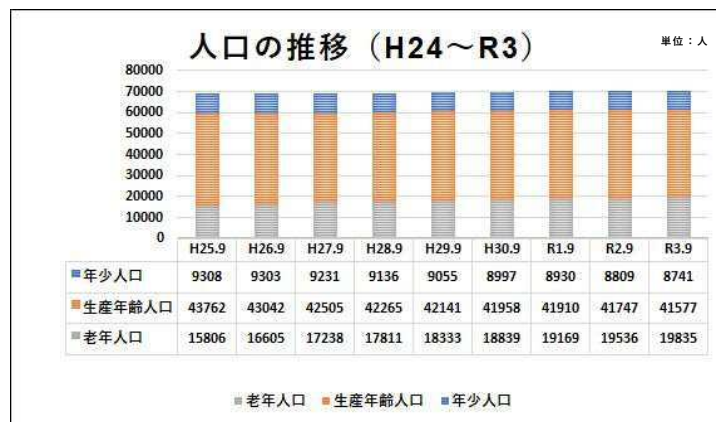
降水量 1086.5mm ※

最深積雪深 80.6cm ※ ※H24～R3 の平均

(2) 人口・世帯数

人口：70,153 人（男 34,158 人・女 35,995 人）（R3.9 月末）

世帯数：34,465 戸（R3.9 月末）



恵庭市は、昭和 55 年の恵庭ニュータウン・恵み野の分譲開始以来、都市化が進み昭和 62 年に 50,000 人を達成し、平成 5 年に 60,000 人を達成し、令和元年には 70,000 人を達成するなど人口も増加してきましたが、その後、増加のペースも鈍化し近年では微増にとどまっています。

将来的には人口も減少に向かうという人口予測も出され、全国的な傾向と同様に、恵庭市においても確実に少子高齢化が進んでおり、今後は高齢化がより一層進むという推計がされています。

(3) 降雪状況と市道除雪回数

本市における累計降雪量の平均は約 499 cm、除雪の平均出勤回数は約 15 回となっています。(H24~R3 の平均)



※左図(グラフ)は、積雪量ではなく降雪量の推計データです。

(4) 市の財政状況と除雪費

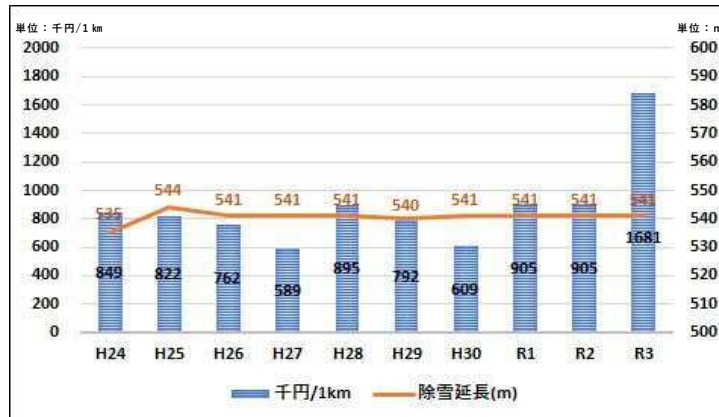
恵庭市の財政状況は、景気の後退やそれに伴う税収の落ち込み、また近年では震災の影響など、今後も続くと見込まれる厳しい財政状況の中であって、200~400 億円 で推移しています。

除雪関連に要する費用については、令和 2 年までは、降雪等の状況に影響をうけますが 3~5 億円の間で推移しておりましたが、令和 3 年は豪雪等の影響もあり、約 9 億円と過去最高額となっております。



(5) 除雪延長と1km当りの除雪費の推移

恵庭市の除雪延長については、車道に関しては平成24年の約535kmから令和3年では541kmとなり、歩道に関しては181kmから191kmと、それぞれ約6km、約10kmの増加となっています。1km当りの除雪費については、令和2年まで60~90万円程度で推移しておりましたが、令和3年は約170万円となっております。



(6) 労務単価の上昇について

除雪作業に係る労務単価についても、例年上昇しています。(令和3年度時点)

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料2

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し9年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

(出典：国土交通省「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」について)

資料 4 除雪出動基準及び実施基準

(1) 除雪出動及び実施基準他

出動基準：降雪量が10cm以上の降雪があった場合、風雪による吹きだまりが発生した場合。但し、道路交通に支障が無い場合は、この限りではない。

実施基準：夜間における連続降雪の場合は、原則として午前7時までに作業を終了するものとする。

昼間の連続降雪の場合は、交通機関の運行前及び車のラッシュ時前に実施する。

※ただし、気温が高く融雪が進む場合や、車の走行ですでに圧雪状態である場合、通勤通学時間等に重なる場合は出動を見合わせる場合があります。また、吹雪の時など視界不良の時は、作業中に事故の恐れがあるため、天候の回復を待って出動します。

(2) 路面凍結防止散布

冬期間の円滑な交通を確保するため、路面凍結対策を実施するに当たり、次により散布箇所の設定基準を設ける。

1. 交通量及び道路状況、並びに路面確認により、次の区分に該当する場合の設定とする。

(1) 車道散布設定基準

- ① グレーダによる除雪路線（主要幹線、バス路線等）
- ② 勾配4%以上の坂道及びカーブのある箇所
- ③ 踏切及び立体交差部分
- ④ 交通量が比較的多く、日陰等により路面凍結が生じる交差点
- ⑤ 上記以外に凍結路面による交通事故の多発路線及び交差点

※上記による散布路線は、別紙車道路面凍結防止散布調書による。その他の場合については、状況に応じて随時対応する。

(2)

- ① 通学路で路面凍結が生じる歩道
 - ② 駅、病院等に連絡している歩道
 - ③ 歩行者が比較的多く、日陰等により路面凍結が生じる歩道及び横断歩道
- ※上記による散布路線は、道路状況を確認して対応する。

2. その他

町内会及び市民等から散布要望があった場合、現地確認して、その都度対応する。

(3) 路面凍結防止散剤散布要領

1. 散布基準（車道・交差点・歩道）

(1) 基本散布

- ① 当日の気象状況、路面状態などから路面凍結の発生が予想される場合。（気温が0度以下と予想される場合）
- ② 降雪量が除雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成され、路面が凍結化する恐れのある場合。
- ③ 日中の降雪や融雪により、路面及び圧雪面が湿潤状態になり、再凍結の恐れがある場合。

2. 散布方法

(1) 車道路線

- ① 散布路線の交差点手前20mに散布し、路面状況により全線散布とする。
- ② 坂道・アンダーパスおよび跨線橋は、路面状況により全線散布とする。
- ③ 交差点及び踏切の散布は、交差点・踏切手前5mに散布し、路面状況により散布延長を伸ばし散布する。
- ④ 定置式凍結防止剤散布装置（まきえもん、ジェット太くん）設置箇所については、散布時間・温度・散布量等を設定し、自動散布する。

(2) 歩道路線

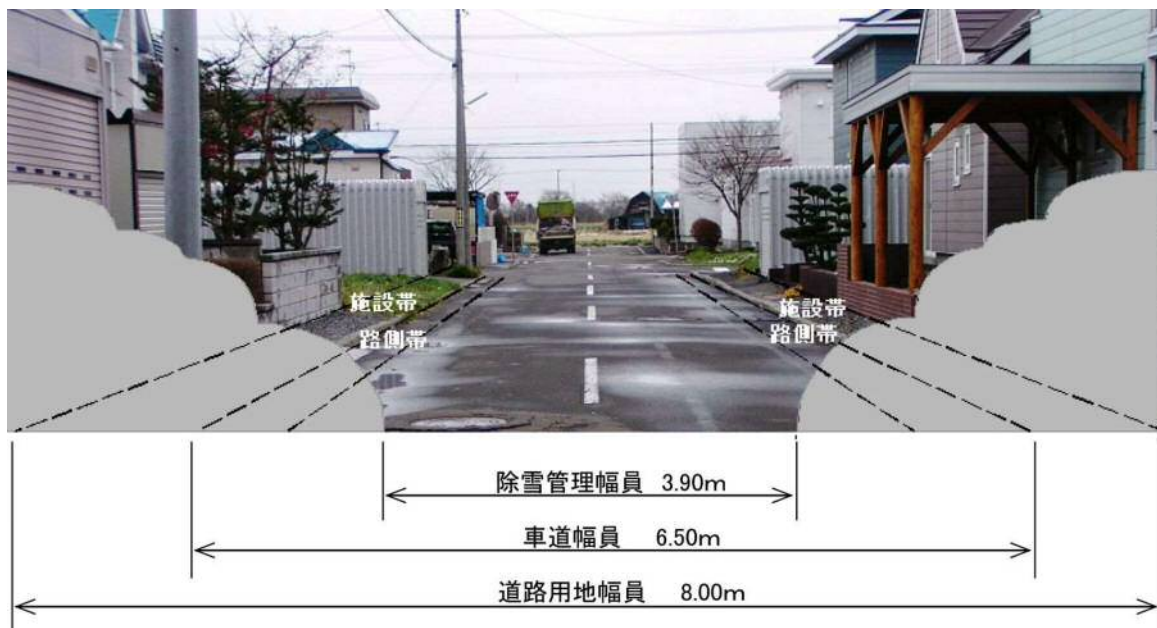
- ① 勾配のある歩道は全線散布する。
- ② 横断歩道の散布は、手前2mに散布し、歩道の利用状況により散布範囲を拡大する。

資料 5 恵庭市の冬期道路管理基準

| 道路種別 | 管理基準 | | |
|-------------|------------|--------|-------------|
| | 道路幅員 | 圧雪厚さ | 管理幅 |
| 幹線道路 | 20m以上 | 5cm程度 | 車道幅員*の70%以上 |
| 幹線道路・補助幹線道路 | 10m以上20m未満 | 10cm程度 | 車道幅員*の65%以上 |
| 生活道路 | 10m未満 | 15cm程度 | 車道幅員*の60%以上 |

注) 大雪の場合は、この基準を適用せず、幹線道路を中心に交通機能の確保を優先します。

○例 標準的な8.0mの生活道路であれば、車道幅員は6.5mとなっています。
除雪管理幅員としては $6.5\text{m} \times 60\% = 3.9\text{m}$ となります。



資料 6 除排雪車両の紹介



除雪ドーザー

キャタピラではなくタイヤで動く。小回りがきき、狭い場所の雪をかき出すことができます。



除雪トラック

車両前方の大きな鉄の板（ブ라우）で、雪を押し出すことができます。



除雪グレーダー

車の下に付いた、のこぎり状の硬い鉄の板で、路面の雪や氷を削り取ります。



ロータリ除雪車

オーガという回転する装置で雪山を削り、シュートという煙突型の装置で雪を飛ばします。



ダンプトラック

ロータリ除雪車によって、積み込まれた雪を、雪堆積場まで運搬します。



凍結防止剤散布車

凍結防止剤を搭載し、路面凍結が酷い箇所や信号交差点、踏切、橋梁部に散布します。

資料 7 除雪サービス事業（福祉除雪）について

福祉除雪は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的とした事業です。

利用までの流れ

- ① 申請
- ② 審査
- ③ 結果通知
- ④ 負担金支払い
- ⑤ 利用開始

①社会福祉協議会へ申請書を提出 ②申請内容を審査（訪問調査等）
 ③決定等の結果を郵便でお知らせ ④利用者負担金支払い（後述）
 ⑤利用開始は負担金の支払い確認後となります。確認後、除雪実施者（町内会やNPO法人等の本会が委託した団体）からご連絡いたします。

利用者負担額

世帯区分に応じた負担金をお支払いいただきます。（一冬あたり）

| | |
|-----------|---------|
| ①生活保護世帯 | 無料 |
| ②市民税非課税世帯 | 5,000円 |
| ③市民税課税世帯 | 10,000円 |

※決定通知送付の際に、負担金の納付書を同封します。納付書記載の期限内にお支払いください。
 ※令和5年2月1日以降に利用開始の場合、負担金は半額とします。
 ※利用がないまま中止した場合、全額返還します。（要申請）
 ※令和5年1月31日までに利用中止の場合、半額返還します。（要申請）

【お問い合わせ先・申請先】
 社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会 事業推進課
 TEL：32-0007 FAX：29-5833
 住所：〒061-1446 恵庭市末広町124番地

令和4年度 恵庭市社会福祉協議会高齢者等 除雪サービス事業のご案内

この事業は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的とした事業です。

**社会福祉法人
恵庭市社会福祉協議会**

（車庫前除雪には具体的要件があります。詳細は次ページをご覧ください。）

除雪の内容

- 除雪の実施期間
令和4年11月から令和5年3月まで
- 申請書の受付期間
令和4年9月1日から令和4年9月30日まで

※申請書の提出は随時受け付けていますが、11月1日からサービスを受けるためには、上記の期間内に申請書を提出する必要があります。

- 除雪の範囲
玄関から公道まで概ね1m幅通路の確保を行います。

※自家用車を車庫に保管して、本人が使用している場合に限り、車庫前から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。
 （物置として利用しているため車庫前除雪を希望したい等の、単に生活の利便性を向上させるための車庫前除雪は行いません。）
 ※市営住宅を含むアパート・マンション等の集合住宅の場合、他の居住者も使用する共用部分（階段等）の除雪は行いません。

- 除雪を実施するとき
原則、恵庭市による道路除雪が行われた場合（目安として10cm程度の積雪）で、当日中に行います。

※作業時間の指定はできません。また、大量の降雪時や吹雪の際は作業する方の危険を伴うため行いません。

利用対象者

①～③全ての要件を満たした場合に対象となります。

- ① 市内の自宅に居住していること
※自宅以外（入院中や介護保険施設等）への居住は、原則対象となりません。
- ② 世帯員全員が「65歳以上」であり、「身体上の理由により自力除雪ができない」こと
※自力除雪の可否は、本人の疾病（通院・投薬）や既往歴、現在の身体状況を把握し判断します。65歳未満の方は、障がい者手帳や介護認定の内容を、自力除雪可否の判断基準とします。
※85歳以上の方は、自力除雪が困難と判断します。
※世帯に就労者がいる場合は、原則対象となりません。
※除雪機・融雪槽・ロードヒーティングが使用できる場合は、原則対象となりません。
- ③ 他に除雪を依頼できないこと
※支援を依頼できる肉親（子・きょうだい等）や友人が、同一町内にいる・500m以内に居住している場合は、原則対象となりません。

※利用者負担金については、裏面をご覧ください。

（恵庭市社会福祉協議会ホームページ：<http://eniwa-syakyo.or.jp/index.html>）

※掲載しているのは、令和4年度版

資料 8 道路への雪出しの禁止に関する法律

道路への雪出しは、以下の法律で禁止されています。

【 道路法 】

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 三 第四十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

【 道路交通法 】

第一節 道路における禁止行為等（禁止行為）

第七十六条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

- 2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。
- 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。
- 4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

(罰則 第三項については第百十九条第一項第十二号の四、第二百二十三条 第四項については第百二十条第一項第九号)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 十二の四 第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反した者

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 九 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

【 道路交通法施行細則 】

(道路における禁止行為)

第 19 条 法第 76 条第 4 項第 7 号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (2) みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、雪、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること。

資料 9 路上駐車に関する法律

路上駐車は「自動車の保管場所の確保等に関する法律」で禁止されています。

(保管場所としての道路の使用の禁止等)

第十一条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。

2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

- 一 自動車は道路上の同一の場所に引き続き 12 時間以上駐車することとなるような行為
- 二 自動車は夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）に道路上の同一の場所に引き続き 8 時間以上駐車することとなるような行為

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

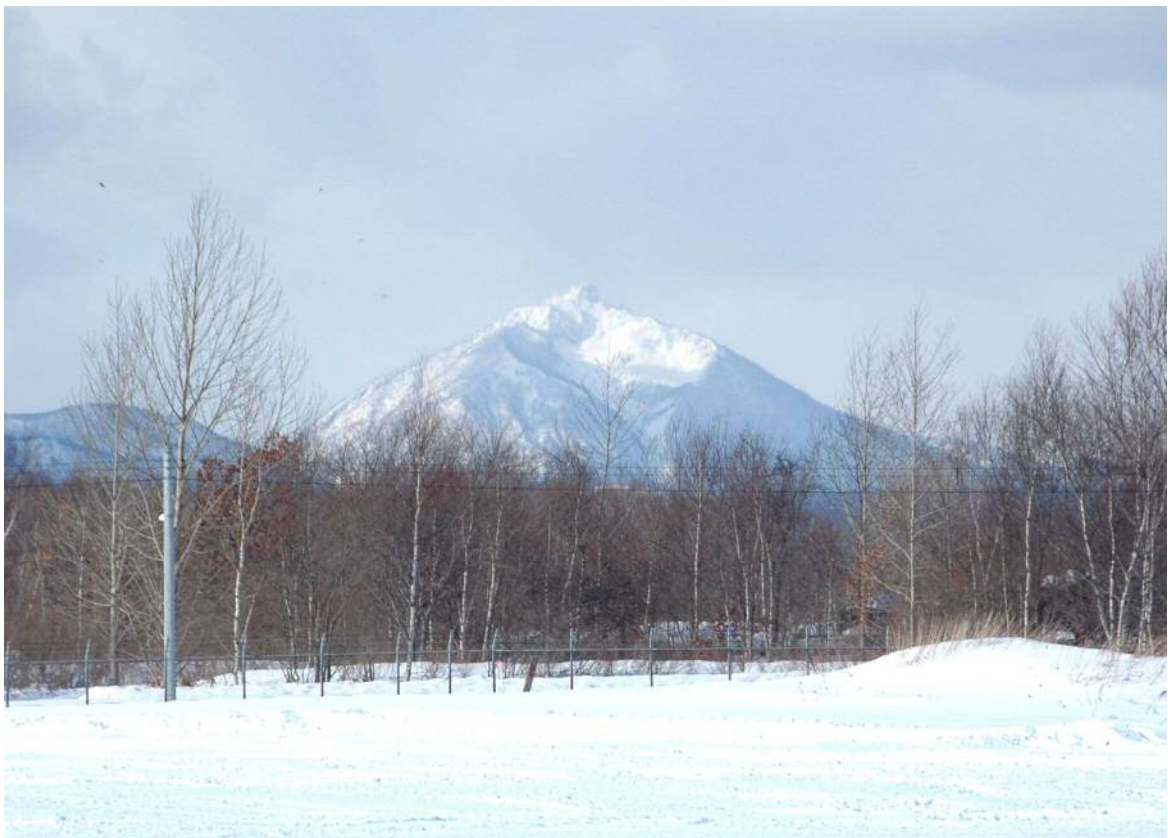
二 第十一条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、第四条第一項の規定による処分を受けた者
- 二 第十一条第二項の規定に違反した者

恵庭市雪対策基本計画

(2013)



【 目 次 】

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 1. | 計画策定の主旨 | 3 |
| 2. | 計画策定の背景 | 4 |
| 3. | 恵庭市の現況と市民意向 | 5 |
| 3-1 | 恵庭市の現況 | 5 |
| | (1) 位置と地形、気象 | |
| | (2) 人口 | |
| | (3) 降雪状況と市道除雪出動回数 | 6 |
| | (4) 市の財政状況と除雪費 | |
| | (5) 除雪延長と1km当りの除雪費の推移 | 7 |
| | (6) 除雪車の保有状況 | |
| 3-2 | 市民意向 ～雪対策に関するアンケート調査より | 8 |
| | (1) 冬の生活で困っていること、望むことについて | |
| | (2) 市道除雪の満足度について | 9 |
| | (3) 玄関先や車庫前（間口）の置き雪の処理について | |
| | (4) どのような除排雪を望むかについて | 10 |
| | (5) 除排雪にかけている費用について | |
| 4. | 計画の基本的事項 | 11 |
| 4-1 | 計画策定の根拠 | |
| 4-2 | 計画の位置づけ | |
| 4-3 | 計画期間 | |
| 4-4 | 計画の目標と施策の体系 | |
| 4-5 | 計画の策定にあたって | |
| 5. | 計画の基本方針 | 13 |
| | 基本方針1 冬期間の交通の確保 | 13 |
| | 基本方針2 雪に強いまちづくりの推進 | 13 |
| | 基本方針3 市民との協働による雪対策の推進 | 14 |
| | 基本方針4 快適に冬を暮らすための取組の推進 | 14 |
| 6. | 計画の目標と施策 | 15 |
| | 基本方針1 冬期間の交通の確保 | 15 |
| | 目標1-1 冬期生活環境の確保 | 15 |
| | (1) 市道除排雪の向上 | |
| | (2) 交差点の見通しの確保 | 17 |



| | | |
|------------------------|-------|----|
| (3) 公共交通機関の利用促進 | | 17 |
| (4) 歩行空間の確保 | | |
| (5) 持続可能な除排雪体制 | | 18 |
| (6) 大雪時における対応と体制の確立 | | 19 |
| (7) 雪堆積場の充実 | | |
| (8) 市民生活を支える除雪 | | 20 |
| 基本方針2 雪に強いまちづくりの推進 | | 21 |
| 目標2-1 雪に強い住環境づくりの推進 | | 21 |
| (1) 雪に強い街並みづくり | | |
| (2) 雪に適した建物の工夫 | | |
| 基本方針3 市民との協働による雪対策の推進 | | 23 |
| 目標3-1 雪対策の協働体制の確立 | | 23 |
| (1) 市民との協働体制の確立・啓発 | | |
| (2) 雪に関する情報の共有化 | | |
| 目標3-2 雪対策に関する支援の推進 | | 25 |
| (1) 除排雪支援事業の促進 | | |
| 基本方針4 快適に冬を暮らすための取組の推進 | | 26 |
| 目標4-1 冬の生活の工夫とルール確立 | | 26 |
| (1) 雪国の暮らしの工夫やルールの確立 | | |
| 目標4-2 雪の有効活用 | | 29 |
| (1) 冷熱エネルギーの利用促進 | | |
| (2) 冬季イベントの促進 | | |



1. 計画策定の主旨

恵庭市の冬は、北北西の風が吹き年間5 mから6 m程度の降雪量があり、12月から3月の平均気温-4℃以下という厳しい気象条件となっています。

このような厳しい冬の環境で暮らす人々にとって、雪との付き合いは避けて通れないものであり、冬は雪と闘うことといえます。しかし、その一方でイベントやスポーツなど雪を利用し親しむこともあります。

これからも雪という自然とうまく付き合い、克雪や利雪、親雪に取り組み共存していくことで、より快適に冬を過ごしていけるよう努力する必要があります。

現在、恵庭市では第4期恵庭市総合計画※（基本構想：平成18年～27年度）で将来都市像を「水・緑・花 人がふれあう生活都市」とし

- (1) 水と緑と花に彩られた美しいまち
- (2) 子育てしやすい暮らし豊かな心のかようまち
- (3) 地域資源を生かした個性と活気あるまち
- (4) 協働による地域づくりを進める交流のあるまち

を目指しています。

この第4期恵庭市総合計画の基本目標の一つに、「生活環境が整い安心安全でゆとりのあるまちづくり」があり、その中で「冬も移動がしやすい環境づくりを進めます」という目標を定めています。

この中で、地域と行政が協働して冬期間の交通や生活を確保するため、パートナーシップ排雪制度*や福祉除雪などを実施してきました。

今後の雪対策について、市民の方々の理解と協力をいただきながら、より効率的な除排雪の推進を図り、協働の視点に立った雪対策を検討し、暮らしの工夫や雪の利活用という観点も含めた総合的な計画をつくる必要があります。

この計画は、今日の社会情勢を踏まえ雪対策に関する市民アンケート調査、恵庭市雪対策市民会議、関係機関の意見などから、現状の雪対策の問題点を明らかにして、より良い雪対策への方向性を示すために策定するものです。

※恵庭市HP>市政>市の各種計画>総合計画

>第4期 恵庭市総合計画・後期基本計画>基本目標4

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1303870418352/files/7.pdf>

※参考：恵庭市都市計画マスタープラン

恵庭市HP>市政>市の各種計画

>都市計画マスタープラン>恵庭市都市計画マスタープラン

<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1303777641201/files/zenpen.pdf>

*パートナーシップ排雪制度は、利用がなかったことから現在は廃止されています。

2. 計画策定の背景

近年の少子高齢化や核家族化により、個々の家庭の除雪の担い手が不足しており、今後ますます深刻化していくことが考えられます。その一方で、地方自治体の財政状況も厳しさを増している状況から、除排雪事業に今以上の経費の投入は困難な状況となっています。また、景気の低迷により除排雪を請け負う業者の経営も苦しく、年々除雪体制の維持・確保が難しくなっています。

今後の雪対策について市民の方々の理解と協力をいただきながら、より効率的な除排雪の推進を図り、協働の視点に立った雪対策を検討し、暮らしの工夫や雪の利活用という観点も含め、下記に示す様々な問題や近年の社会情勢を踏まえ、雪対策に関するアンケート調査や恵庭市雪対策市民会議、関係機関の意見などから、道路をはじめとする雪対策の問題点を明らかにしたうえで、今後の恵庭市の雪対策への方向性を示すために策定するものです。

○社会経済情勢

- ・都市化の進展に伴う道路などの社会基盤の整備
- ・社会基盤の維持及び長寿命化
- ・自動車保有台数の増加
- ・少子高齢化や核家族化による高齢者世帯の増加
- ・厳しい地方財政状況
- ・情報通信技術の進展
- ・地球環境問題の深刻化
- ・雪国におけるライフスタイルの変化

○市民の意見・要望

- ・除雪後の置き雪処理
- ・生活道路の排雪、歩行空間の確保
- ・交差点の見通しの確保
- ・除雪方法の工夫

○現状の問題点

- ・冬期の交通渋滞
- ・堆雪による交差点の視界不良
- ・歩行空間の確保、歩道凍結による危険性
- ・雪堆積場の確保
- ・除雪業者の減少
- ・除雪の担い手の不足（少子高齢化、地域コミュニティの衰退）



3. 恵庭市の現況と市民意向

3-1. 恵庭市の現況

(1) 位置と地形、気象

面積：294.87 平方キロメートル

※道内の他市と比較すると留萌市（292 平方キロメートル）とほぼ同面積です。石狩管内では、千歳市（594 平方キロメートル）の約半分で、北広島市（120 平方キロメートル）の約 2.5 倍です。

平均気温 7.2℃ ※

最高気温 31.2℃ ※

最低気温 -22.0℃ ※

降水量 1027.1 mm ※

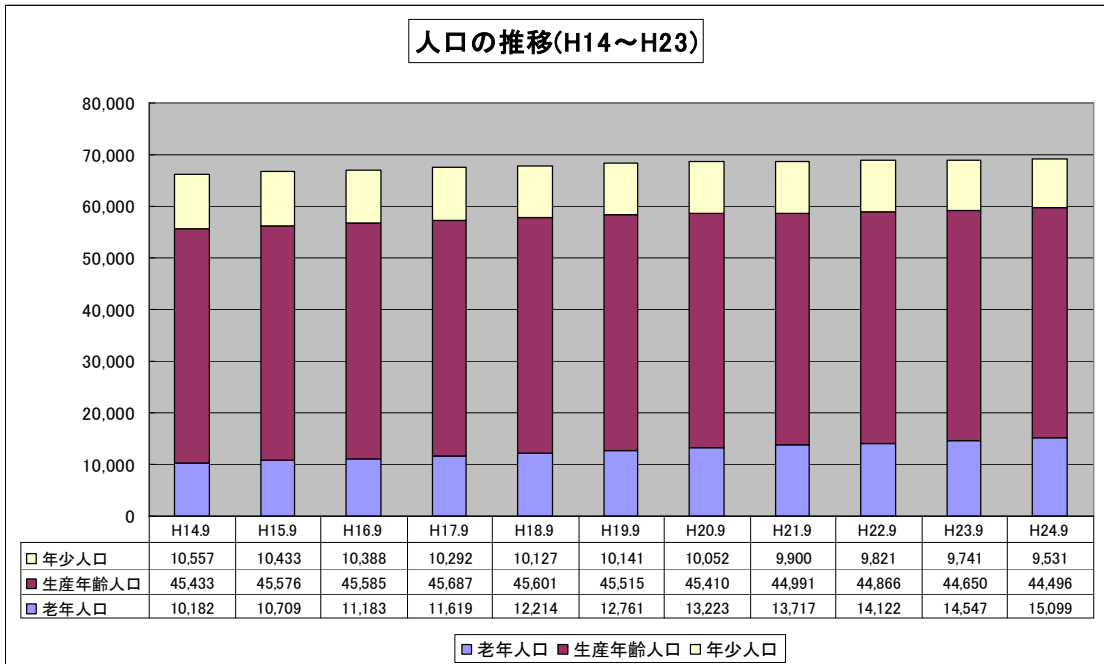
最深積雪深 87.8 cm ※

※H14～H23 の平均

(2) 人口

人口：69,126 人（男 33,806 人・女 35,320 人）（H24.9 月末）

世帯数：30,909 戸（H24.9 月末）

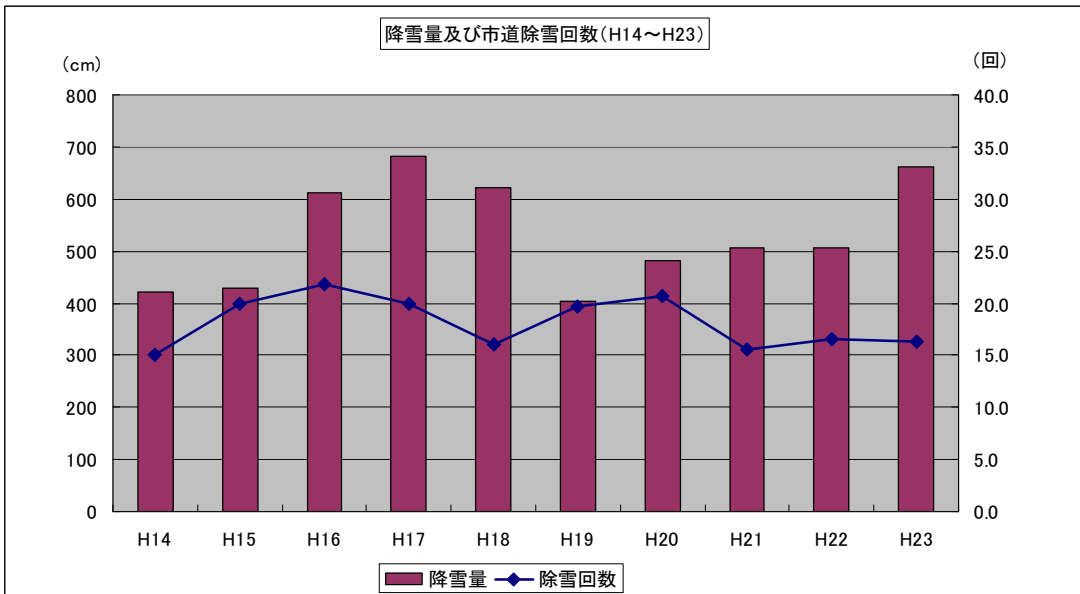


恵庭市は、昭和 55 年の恵庭ニュータウン・恵み野の分譲開始以来、都市化が進み昭和 62 年に 50,000 人を達成し、平成 5 年に 60,000 人を達成するなど人口も増加してきましたが、その後、増加のペースも鈍化し近年では微増にとどまっています。

将来的には人口も減少に向かうという人口予測も出され、全国的な傾向と同様に、恵庭市においても確実に少子高齢化が進んでおり、今後は高齢化がより一層進むという推計がされています。

(3) 降雪状況と市道除雪出動回数

本市における累計降雪量の平均は約 576 cm、除雪の平均出動回数は約 18 回と なっています。



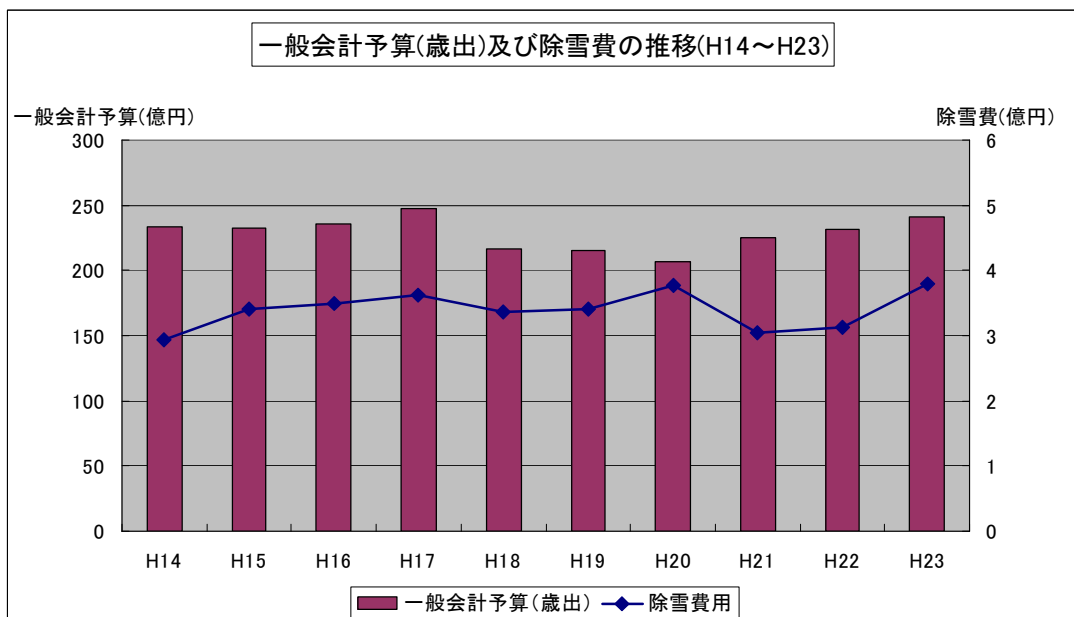
※千歳市、北広島市との降雪量の比較については

参考「資料編 P. 13 資料-7 近隣市との降雪量及び除雪費比較」

(4) 市の財政状況と除雪費

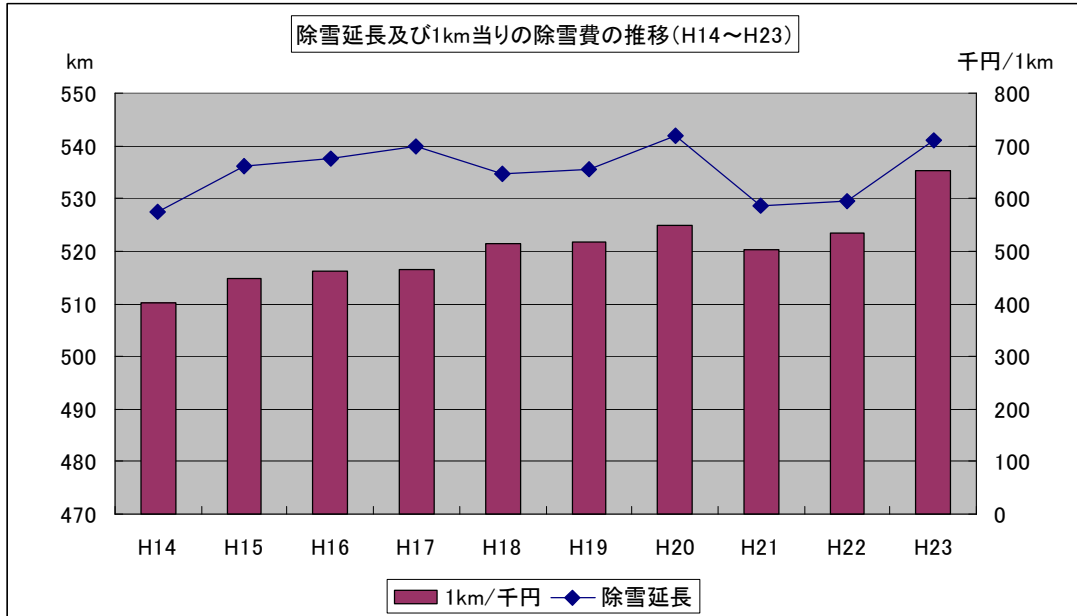
恵庭市の財政状況は、景気の後退やそれに伴う税収の落ち込み、また近年で は震災の影響など、今後も続くと見込まれる厳しい財政状況の中にあって、200 ～250 億円で推移しています。

除雪関連に要する費用については、降雪等の状況に影響をうけますが 3～3.8 億円の間で推移しています。



(5) 除雪延長と1km当りの除雪費の推移

恵庭市の除雪延長については、車道に関しては平成14年の約510kmから平成23年では約535km、歩道に関しては157kmから173kmと、それぞれ約25km、約16kmの増加となっています。1km当りの除雪費については、60～70万円程度で推移しています。



※1km当りの除雪費に関しては、除雪関連費用の総額を車道除雪延長で割り返したものです。

参考「資料編 P.13 資料-7 近隣市との降雪量及び除雪費比較」

(6) 除雪車の保有状況

長引く景気低迷により、除雪業者の経営状況の悪化などから、保有する除雪機械の更新が進まず、機械の老朽化により除雪車を手放す業者も増えています。また、機械運転手の高齢化による人員の不足も問題となっています。

これらのことなどから、除雪作業を行うことのできる業者数の減少という問題もあります。

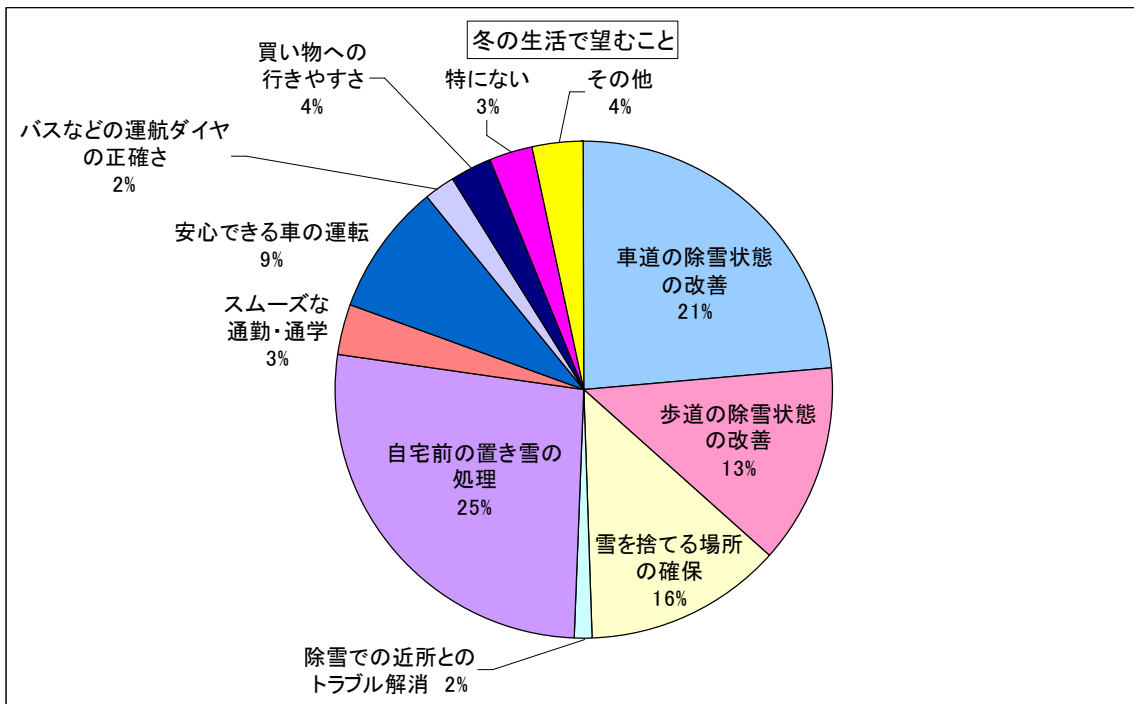
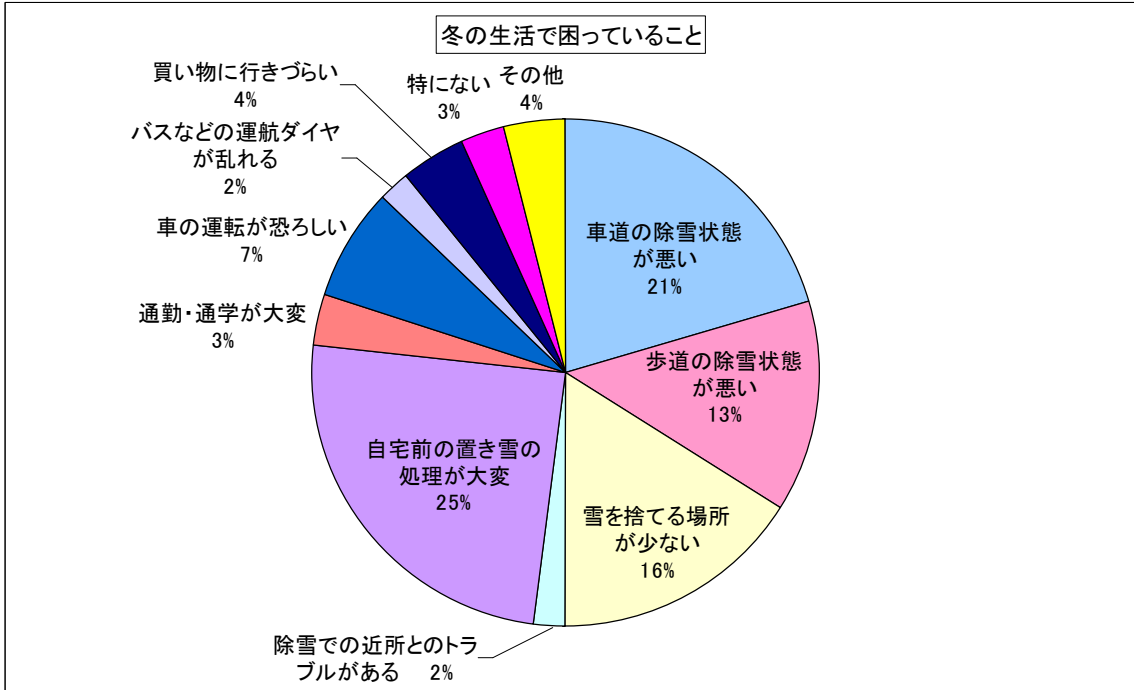
平成23年度 除雪車両保有状況

| | 車両台数 | 備 考 |
|-----------|------|-----------------|
| 業者保有台数 | 83台 | 22社(歩道ロータリ8台含む) |
| 恵庭市保有台数 | 13台 | (歩道ロータリ5台含む) |
| リース車両台数 | 9台 | (市1台、業者8台) |
| ハンドロータリ台数 | 9台 | (市2台、業者7台) |
| 計 | 114台 | |

3-2. 市民意向 ～別冊「資料編（雪対策に関するアンケート調査集計結果）より

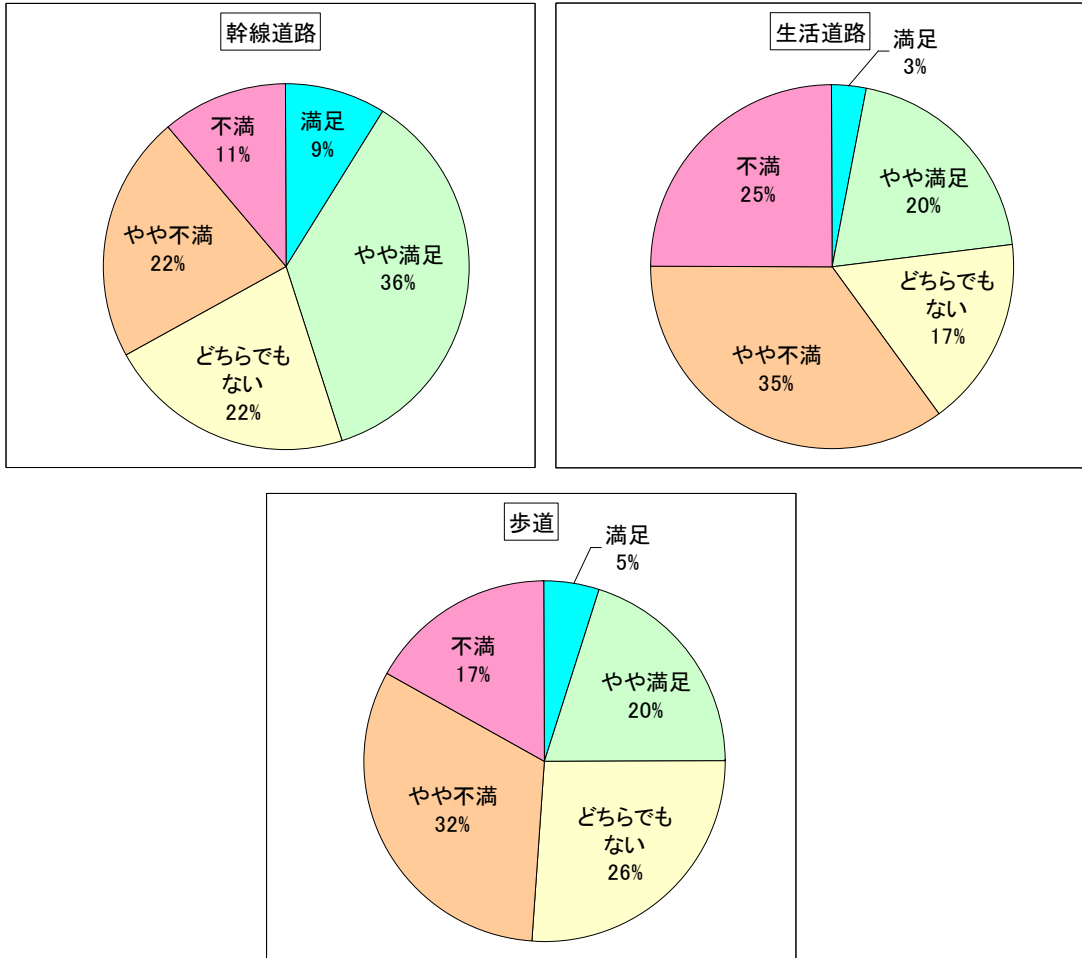
(1) 冬の生活で困っていること、望むことについて

冬の生活で困っていることについては、「自宅前の置き雪の処理」が最も多く、次いで「車道の除雪状態」、「雪を捨てる場所」、「歩道の除雪状態」となっています。また、望むことでも、「自宅前の置き雪の処理」が最も多く、次いで「車道の除雪状態」、「雪を捨てる場所」、「歩道の除雪状態」となっています。



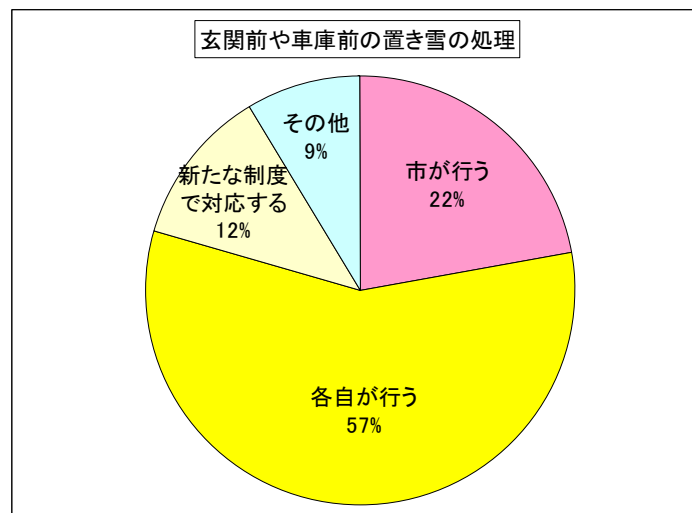
(2) 市道除雪の満足度について

市道除雪の満足度では、幹線道路の除雪に関して比較的満足度が高かった一方で、生活道路や歩道において満足度は低くなっています。



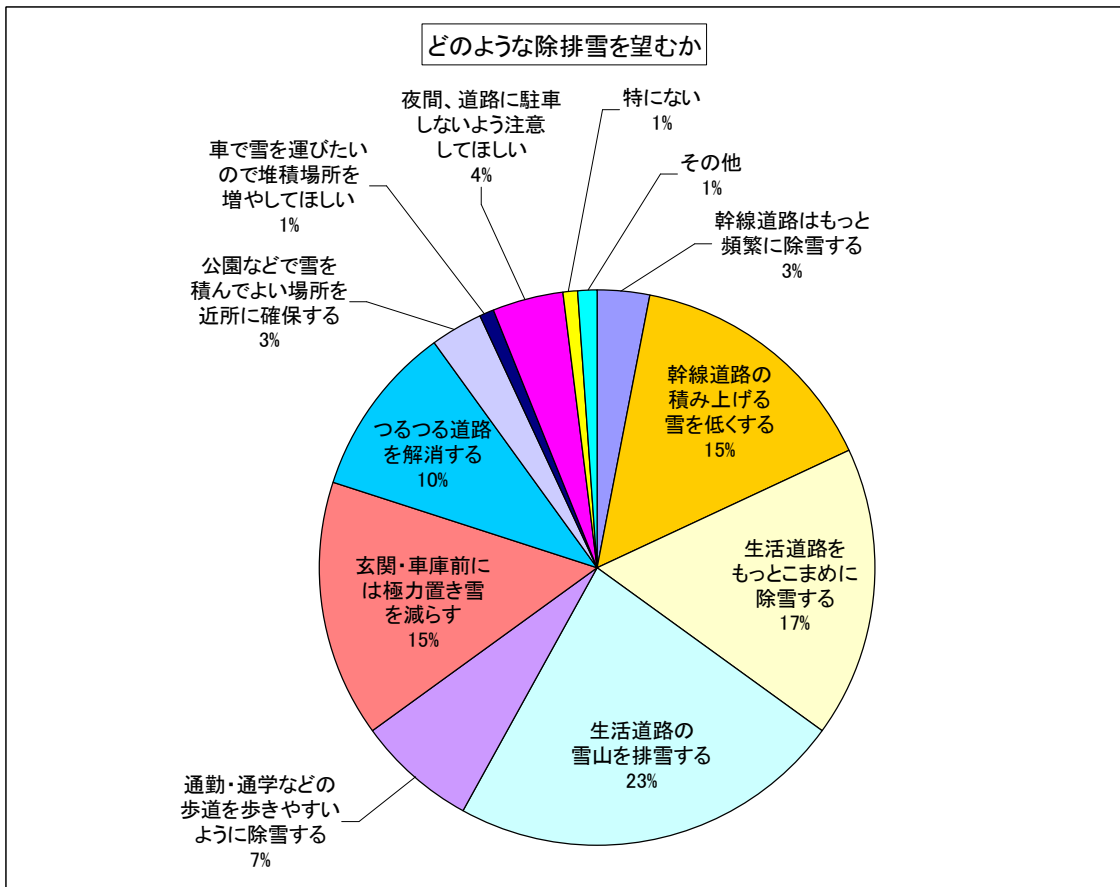
(3) 玄関先や車庫前（間口）の置き雪の処理について

間口の置き雪の処理については、「各自が行うべき」が57%を占めていますが、「市が行うべき」も22%に上っています。



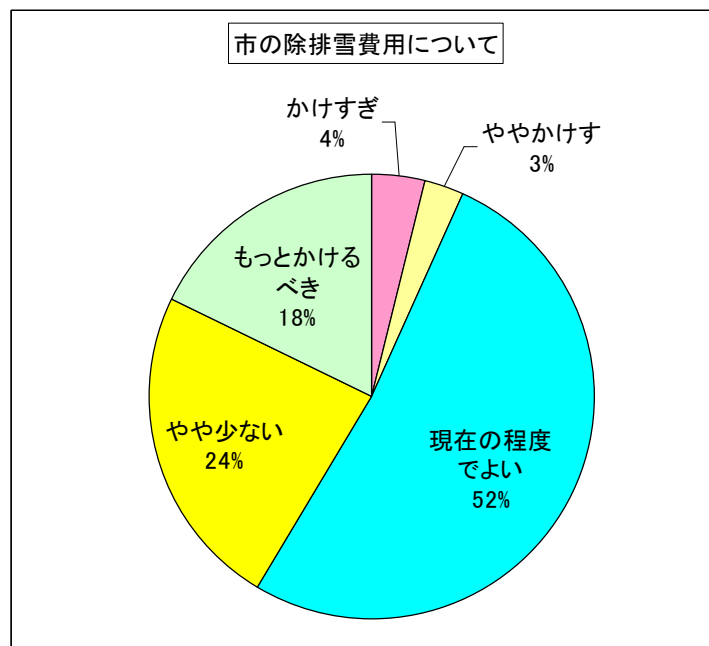
(4) どのような除排雪を望むかについて

除排雪については、「生活道路の除排雪」に関する要望が多くなっています。次いで、「幹線道路」「置き雪」となっています。



(5) 除排雪にかけている費用について

市が投じている予算額については、52%の方が適切な金額と受け止めており、現在の施策や規模を維持することが妥当と考えられています。



4. 計画の基本的事項

4-1. 計画策定の根拠

平成 18 年の豪雪を受けて、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 条）第 3 条第 1 項で定められている豪雪地帯対策基本計画※の変更が行われ、この見直しの中で「市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を推進するとともに、これを十分に配慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める」と明記されました。

これを受け、本計画を「恵庭市雪対策基本計画」として定めるものです。

※国土交通省ホームページ>政策・仕事>国土政策>地方振興>豪雪地帯対策の推進

4-2. 計画の位置づけ

本計画は平成 18 年度に策定した「第 4 期恵庭市総合計画※」を上位計画とし、その中で「冬も移動がしやすい環境づくり」を実現していくための施策の一つとして位置づけられています。また、他の関係する計画との整合性を図りながら定めるものです。

※恵庭市 HP>市政>市の各種計画>総合計画
>第 4 期 恵庭市総合計画・後期基本計画

4-3. 計画期間

本計画の対象期間は、平成 34 年度までの概ね 10 年間とし、期間内に本計画で定めた施策を実行していくものとします。また、今後の社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況などにより、必要に応じ適切に見直しを行うこととします。

4-4. 計画の目標と施策の体系

雪対策は市民や行政が一体となり、それぞれの役割を担うことによって、安心して暮らせる冬の生活環境を形成することができます。

そこで本計画では、新たに協働に基づく雪対策の推進を図るため、様々な市民意見をまとめ 4 つの基本方針と 6 つの目標を掲げます。

(P. 12 「計画の目標と施策の体系」参照)

4-5. 計画の策定にあたって

本計画の策定に際して、市民対象の「雪対策に関するアンケート」を実施したほか、「恵庭市雪対策市民会議」や関係各署と協議をおこないながら広く意見を伺い、市民とともに計画を策定します。

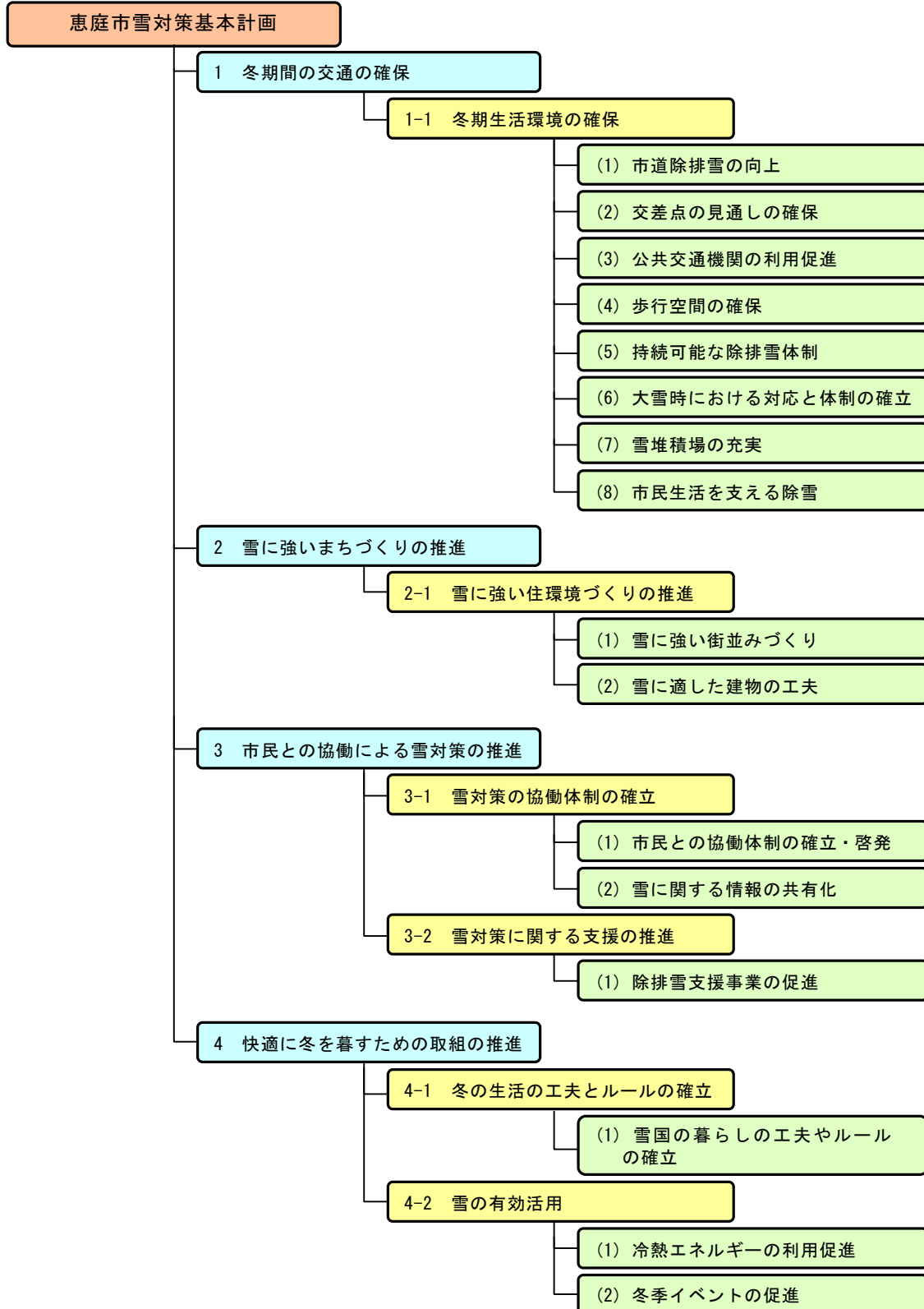
◎計画の目標と施策の体系

基本計画

基本方針

目標

施策



5. 計画の基本方針

【基本方針1 冬期間の交通の確保】

目標1-1. 冬期生活環境の確保

雪対策に関する市民アンケートでは、幹線道路の除排雪については比較的満足度が高いため、現状の除排雪水準を維持しながら、凍結路面对策や交差点除排雪の強化など冬期道路の安全性を確保し、交通の円滑化と公共交通機関の利用促進を図ります。また、「車道の除雪状態の改善」「歩道の除雪状態の改善」という市民要望が多いため、特に利用者が集中する施設周辺の歩道の除排雪や通勤・通学路のより良い除排雪に努めます。

- ◆施策(1) 市道除排雪の向上
- ◆施策(2) 交差点の見通しの確保
- ◆施策(3) 公共交通機関の利用促進
- ◆施策(4) 歩行空間の確保
- ◆施策(5) 持続可能な除排雪体制
- ◆施策(6) 大雪時における対応と体制の確立
- ◆施策(7) 雪堆積場の充実
- ◆施策(8) 市民生活を支える除雪

【P.8 3-2(1) 冬の生活で困っていること、望むこと】

【基本方針2 雪に強いまちづくりの推進】

目標2-1：雪に強い住環境づくりの推進

雪国に暮らすうえで、生活上の工夫や雪国ならではのルールやマナーを守ること、日々の除排雪の負担軽減や生活環境の向上を図ることが必要です。

雪に強いまちづくりを進めながら、暮らしの工夫を紹介し市民の快適な冬の生活と環境の提供に努めます。

- ◆施策(1)：雪に強い街並みづくり
- ◆施策(2)：雪に適した建物の工夫

【P.10 3-2(4) どのような除排雪を望むかについて】

【 基本方針 3 市民との協働による雪対策の推進 】**目標 3 - 1 : 雪対策の協働体制の確立**

高齢化の急速な進行は、私たちの生活に様々な変化をもたらします。今後は高齢者だけの家庭が増加したり、人口の減少に伴い市税収入が減少することが予想されます。このような社会情勢の中で、必要な除排雪を維持するために、市民や地域にも積極的な協力が求められます。

- ◆施策(1) : 市民との協働体制の確立・啓発
- ◆施策(2) : 雪に関する情報の共有化

目標 3 - 2 : 雪対策に関する支援の推進

- ◆施策(1) : 除排雪支援事業の促進

【 基本方針 4 快適に冬を暮すための取組の推進 】**目標 4 - 1 : 冬の生活の工夫とルールの確立**

恵庭での生活を楽しみ、そして、新たな価値を見出すことは未来志向の住民にとって重要なことです。恵庭で生活するという事は、大量の降雪に見舞われ、平均気温が氷点下になることもある長い冬を過ごすという事でもあります。今日では、住宅の改良などにより屋内では冬も快適に過ごすことができるようになっていきます。しかし、一歩外へ出ると、雪のない地方や雪のない季節と同じ生活を望むのは無理なことです。

日ごろから、雪国に暮らしているという意識を持ち、暮らしの工夫をするなど、生活する人々それぞれがルールを守って冬を乗り切る必要があります。

- ◆施策(1) : 雪国の暮らしの工夫やルールの確立

目標 4 - 2 : 雪の有効活用

- ◆施策(1) : 雪の有効活用
 - (1) 冷熱エネルギーの利用促進
 - (2) 冬季イベントの促進

6. 計画の目標と施策

【基本方針1 冬期間の交通の確保】

目標1-1：冬期生活環境の確保

◇施策の内容

(1) 市道除排雪の向上

除雪には、降雪状況に基づく降雪時除雪と路面の状態を整えるための路面整正があります。歩行者と自動車の交通安全確保のため、除雪の出動基準や確保すべき幅員などを検証しながら除雪の改善を目指します。

凍結路面对策として、路面状況に応じた凍結防止剤の散布などを行うようにして行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

- ◇作業への理解
- ◇基準への理解

〈地域に協力してほしいこと〉

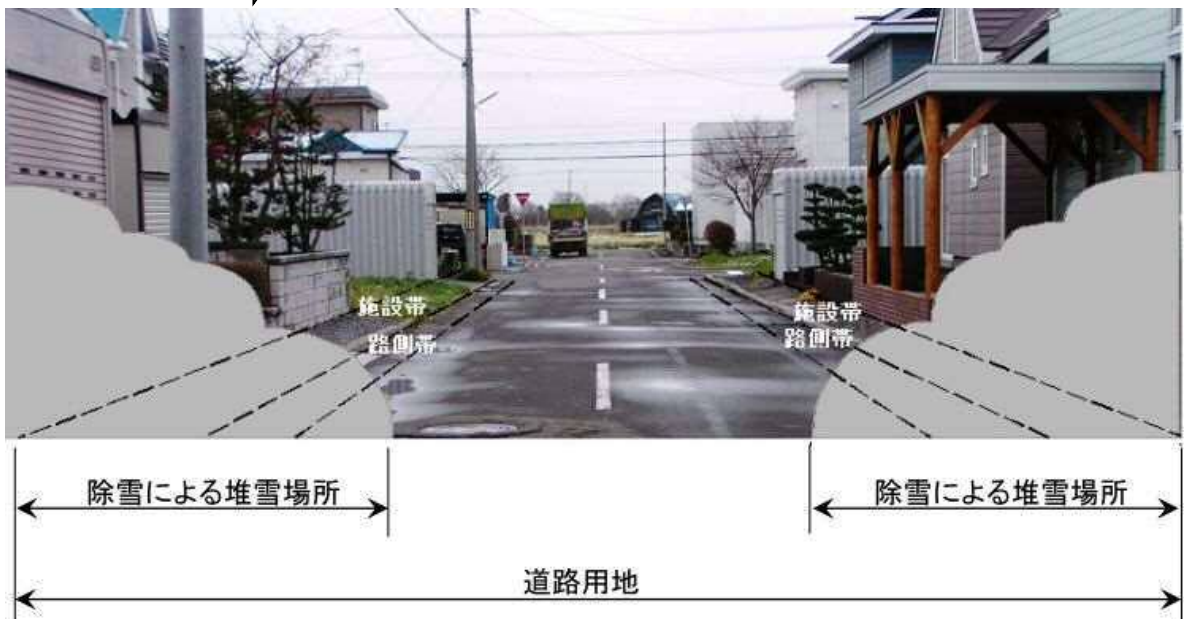
- ◇作業への理解
- ◇基準への理解

○恵庭市の除雪方法について

恵庭市の生活道路の除雪は、タイヤショベル等により路上の雪を左右にかき分ける「かき分け除雪」を行っていますので、道路の両側は雪の堆積場所となります。

※関連項目
参考

「P.23 目標3-1 雪対策の協働体制の確立」
「資料編 P.3 資料-3 除雪出動及び実施基準等」



○作業時間帯

作業の始業終業時間は、原則として次のとおりとする

一般除雪 → 始業 23:00 終業 7:00

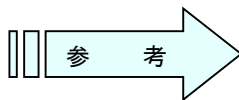
歩道除雪 → 始業 23:00 終業 7:00

※降雪の状況にもよりますが、基本的には深夜作業となっています。



○除排雪の種類

| 工種区分 | | 作業概要 |
|---------|------|---|
| 一般除雪 | 新雪除雪 | 路面の積雪を路側に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や固い圧雪が形成される前に作業を実施し、プラウ（除雪板）による比較的高速作業が可能な状態をいう。 |
| | 路面整正 | 路面上に形成された圧雪や氷盤の除去や、わだち掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。また、路面の積雪を完全に除去し圧雪の形成を防止するため新設除雪と同時施工を行う場合もある。 |
| | 拡幅除雪 | 路側に堆積した雪を、所定幅員や次の堆積スペースの確保、吹き溜まりの防止のため、路側のさらに外側に排除したり、雪堤に積み上げたりする作業をいう。 |
| 運搬排雪 | | 市街地や住宅地等の堆積スペースが狭い箇所、降雪や除雪作業により雪堤が大きくなり、路外への堆積や拡幅余地がなくなったときに、堆積した雪を所定場所へ運搬し、幅員や堆積スペースを確保する作業で、特に、交差点部の幅員を確保する作業をいう。 |
| 歩道除雪 | | 歩道上の積雪を排除、または歩道路面を平坦に保ち、歩行者の歩行に支障のないスペースを確保する作業をいう。 |
| 凍結防止剤散布 | | 路面の凍結や圧雪化の防止、氷盤化した圧雪の融解のため、薬剤を機械または人力で散布する作業をいう。（防滑材を散布する作業を含む） |



「資料編 P.3 資料-3 除雪出動及び実施基準等」



(2) 交差点の見通しの確保

雪山が大きくなりがちな道路の交差点部分は、見通しが悪くなると交通渋滞の原因となりがちです。また、歩行者が横断するときに、自動車との交通上の接点にもなるため、事故の危険性も懸念されます。

そこで、現在よりもパトロールを強化するなど状況を確認し、幹線道路や幹線道路に接続する道路の交差点、通学路における視認性を高めるため、交差点排雪などを行い見通しの確保を図るようにして行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇除雪時の工夫

〈地域に協力してほしいこと〉

◇地域での排雪

例) 交差点や道路への雪出しをしない



※事業所や商店などの方は、駐車場や敷地内の雪は道路側に寄せるのではなく、ご自分で排雪するようにして下さい。

(3) 公共交通機関の利用促進

コンパクトなまちづくりの視点や地域の高齢化という実情を踏まえ、特に冬期においては、公共交通機関を利用しやすい環境に整える必要があります。

利用促進を図るため、バス路線における交差点部の除排雪の向上や、重要な施設であるJR駅周辺、バス停、歩道などの歩行空間の除雪・排雪などを地域の協力を求めながら対応を進めて行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇利用の促進

〈地域に協力してほしいこと〉

◇バス停などの除雪

(4) 歩行空間の確保

冬期間の歩道は、降雪や車道除雪による堆雪や段差などで機能が損なわれがちです。凍結した道路では、歩行者の転倒も懸念されます。そこで、パトロールの強化を図るとともに、凍結路面による事故防止のため、凍結防止剤の散布や滑り止めの砂箱の設置等の取り組みを進めて行きます。

また、児童・生徒が多く利用する路線については、排雪や拡幅除雪により幅員を広げたり、交差点排雪を行い児童・生徒の安全確保を図るようにして行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇宅地前への配慮

例) 歩道への雪出しをしない
屋根からの落雪による通行障害や
落雪事故を防ぐ

〈地域に協力してほしいこと〉

◇地域での活動

例) PTA での学校周辺歩道の除雪

参考

「資料編 P.3 資料-3 除雪出動及び実施基準等」

(5) 持続可能な除排雪体制

除排雪を行っている事業者は、所有する機械を冬に稼働させることで、冬期における経営の安定化を図ってきましたが、近年、非積雪期の工事が大きく減少したことにより、所有している機械の修理や更新ができないため、除雪機械の老朽化が進んでいます。

持続可能な体制をつくるため、夏期の道路維持業務と一体となった除排雪の委託を行うことで、通年での人員の確保や機械の維持更新を行いやすくすることができます。

除雪を行う業者への支援や除雪機械の確保など除排雪体制の維持・安定化に向けた取り組みを進めていきます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇作業への理解

【参考HP 国土交通省 地域維持型建設共同企業体】

国土交通省 共同企業体制度 (JV)

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html

地域維持型契約方式の活用について

<http://www.mlit.go.jp/common/000217437.pdf>

地域維持型契約方式の導入について

<http://www.mlit.go.jp/common/000171606.pdf>

地域維持型契約方式について

<http://www.mlit.go.jp/common/000172387.pdf>

地域維持型契約方式の活用に向けて

<http://www.mlit.go.jp/common/000170061.pdf>

地域維持型建設共同企業体の取扱いについて

<http://www.mlit.go.jp/common/000185431.pdf>

(6) 大雪時における対応と体制の確立

暴風雪や大雪などに対処するため、迅速、的確な除雪を実施し、交通機能の確保を図る必要があります。また、大雪時には道路幅確保などのため、排雪作業が多くなることから、十分な除排雪機械やダンプトラックの確保と雪堆積場を拡張できる体制を整えておく必要があります。また、優先順位を明確にして対応することが基本です。

すべての地区の除雪作業を完了するには時間を要するため、幹線道路やバス路線など交通量が多い路線を緊急除雪路線として、集中的かつ効果的に除雪を行い、幹線道路の円滑な交通の確保を図る必要があります。

このため、除排雪受託業者やその他の業者との連携を強化するとともに、国道・道道の管理者との連絡を密にして、柔軟な除排雪実施体制の確立を図って行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇行動を通じての協力

例) なるべく外出を控える

〈地域に協力してほしいこと〉

◇地域での協力

例) 外出困難世帯への支援

(7) 雪堆積場の充実

市が行う幹線道路の排雪や、個人負担で業者に依頼する排雪などの需要が高まることが予想されるため、新規の場所を確保するなど雪堆積場の充実を図って行きます。また、公園を地域等の雪堆積場として利用することも、今後、検討を進めて行きます。



〈市民に協力してほしいこと〉

◇利用時の理解

◇作業への理解

〈地域に協力してほしいこと〉

◇排雪時の理解

◇作業への理解

(8) 市民生活を支える除雪

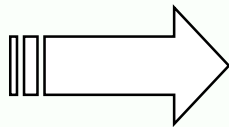
冬期の火災、救急救助活動などにおける緊急車両の通行の確保は、市民の生命・財産を守るためには極めて重要であり、緊急時の支障とならないよう速やかな除雪の実施に努めます。また、雪の多い年は、落雪・落下などによる死傷事故が多く発生することが予想されることから事故防止のため広く周知に努めます。

消火栓や防火水槽などの雪対策としては、消防署による除雪はもとより地域の住民や事業所等の除雪協力も求めながら、冬期の維持管理に努めます。

〈市民に協力してほしいこと〉
◇行動を通じての協力

〈地域に協力してほしいこと〉
◇地域での協力

《目標 1 - 1 参考資料》



- | | | |
|-----------|-------|---------------|
| 「資料編 P. 2 | 資料- 2 | 恵庭市除排雪要綱」 |
| 「資料編 P. 3 | 資料- 3 | 除雪出動及び実施基準等」 |
| 「資料編 P. 8 | 資料- 4 | 恵庭市の冬期道路管理基準」 |
| 「資料編 P. 9 | 資料- 5 | 除雪・排雪体系等」 |

【 基本方針 2 雪に強いまちづくりの推進 】

目標 2-1 : 雪に強い住環境づくりの推進

◇施策の内容

(1) 雪に強い街並みづくり

あらかじめ、区画整理や宅地開発時に雪の堆積場を確保することや、地区計画などで宅地前面の雪堆積空間を確保することは冬期間の居住環境がよくなるなど重要なことです。

このためには、都市計画上の議論が必要ですので、市の各種会議等の場で議論を進めることも検討して行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇会議等への参加

〈地域に協力してほしいこと〉

◇会議等への参加

◇会議等への協力

《恵庭市都市計画マスタープラン》

恵庭市 HP> 市政> 市の各種計画> 都市計画マスタープラン
 > 恵庭市都市計画マスタープラン
<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1303777641201/files/zenpen.pdf>

(2) 雪に適した建物の工夫

宅地内の建物の配置や屋根の構造、玄関の向きなどを工夫することで、除雪の負担を軽減することは重要です。このため、敷地内の雪を敷地内で処理することが可能となるよう建物の新築、増改築などの際における除雪負担の軽減方法や堆雪スペースの必要性について、周知、啓発を進めるようにして行きます。また、設計及び建築会社へも配置計画などで配慮を求めよう啓発するようにして行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇新築・増改築時の工夫

〈建築会社に協力してほしいこと〉

◇設計時の配慮

例) 予備駐車スペースの確保
 冬期の堆雪スペースの確保

例) 配置の工夫

(参考) 敷地内の雪堆積場所の確保や、路上駐車防止という事から建物配置の工夫として、将来を見越した駐車スペースの確保や、芝生等のスペースを広くすることによって、敷地内に堆雪スペースの確保ができます。

また、共同住宅を建てる際には、入居戸数分だけではなく一世帯で複数台所有している場合も多いことや、来客者分の駐車スペースの確保も行うことなどで、路上駐車を減らすことができます。

* 配置例

(非積雪期)



予備駐車スペース

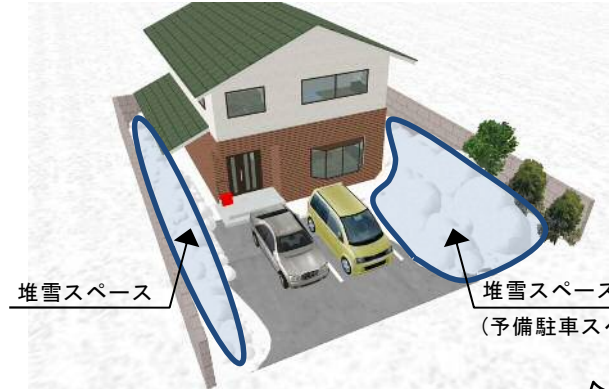
(積雪期)



堆雪スペース
(予備駐車スペース)



予備駐車スペース



堆雪スペース
(予備駐車スペース)

【 基本方針 3 市民との協働による雪対策の推進 】

目標 3 - 1 : 雪対策の協働体制の確立

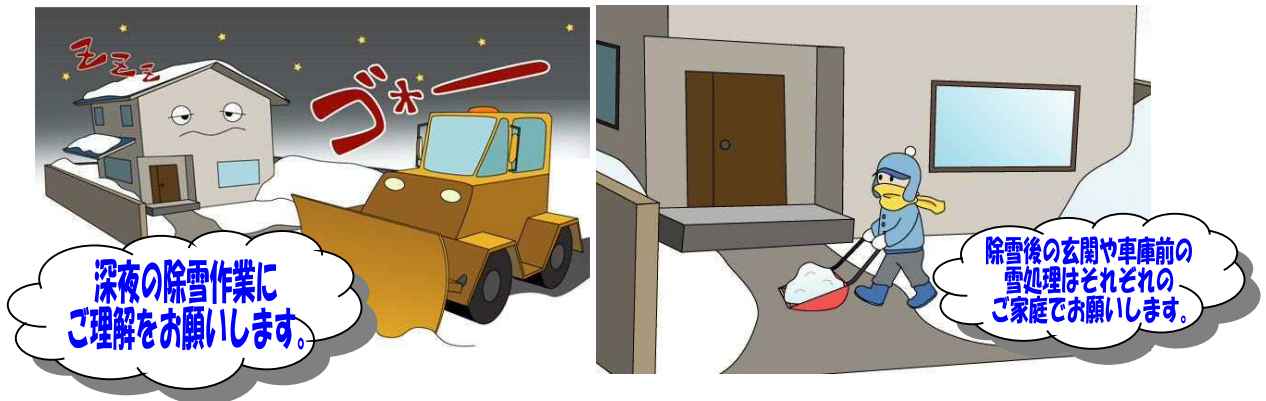
◇施策の内容 :

(1) 市民との協働体制の確立・啓発

除雪や排雪のすべてを行政が対応することは不可能です。このため、市民や地域と行政のそれぞれが役割を分担し、責務を果たすことが必要です。道路部分は行政が行い、道路除雪による玄関前や車庫前の置き雪処理は市民が行い、高齢者世帯の宅地前は地域などが行うというような分担が求められています。

したがって、雪に関する生活上のルールやマナーを尊重しながら、それぞれが相互に協力し雪と向き合い、冬の生活をより快適なものにしていくことが重要です。

そのために、雪対策やルール、マナーをお知らせするとともに、地域の方々との情報交換に努め、市民理解のうえでそれぞれの役割分担のもとに公平感を感じられるよう円滑な除排雪に努めて行きます。



〈市民に協力してほしいこと〉

◇除雪時の工夫

〈地域に協力してほしいこと〉

◇学校周辺などでの協力

例) 間口置き雪への理解
宅地内降雪の宅地内堆積

(2) 雪に関する情報の共有化

いつ除雪が入るのか、除雪が出ているのか、雪堆積場はどこが利用できるのかなどの情報は、市民にとっても身近で必要な情報です。

このため、市民をはじめ地域から寄せられる情報の取得に努めながら、除

雪状況についての情報発信や、除雪に関するホームページを充実するなど情報提供を進めていきます。

〈市民に協力してほしいこと〉
◇情報の活用

〈地域に協力してほしいこと〉
◇情報の伝達

(H23年版 恵庭市除雪情報ホームページ)

HOKKAIDO ENIWA SNOWPLOW INFORMATION
恵庭市除雪情報

携帯電話でも情報公開中!
こちらのQRコードよりモバイルサイトにアクセスしていただく、いつでも情報をご確認いただけます!

情報提供期間
平成23年12月6日～平成24年3月15日

掲載情報について
こちらのページに記載する情報は、主に深夜から早朝にかけて各地域全体的に行われる生活道路の新雪除雪作業になります。一部で行われる除雪作業については、掲載されることがあります。また、情報の更新につきましては不定期となっておりますので当ホームページの情報はあくまで目安としてご利用下さい。

その他注意事項
本情報を利用することにより発生した全ての損害につきましては、責任を負いません。また、本情報の全部または一部を許可なく複製、出版、放送、上演等に二次使用することはできませんので、予めご了承ください。

現在の除雪状況

恵庭第1地区
相生町、漁町、泉町、恵南、京町、駒場町、栄恵町、桜町、白樺町、新町、末広町、住吉町、戸磯(一部)、福住町、緑町、本町、和光町
提供情報なし。

恵庭第2地区
有明町、大町、柏木町(一部)、北柏木町1～4丁目、恵央町、幸町、柏陽町、文京町、美咲野、南島松(一部)
提供情報なし。

盤尻・牧場地区
盤尻、牧場、柏木町(一部)
提供情報なし。

プレストガーデン地区
中央(一部)
提供情報なし。

黄金・戸磯地区
黄金中央、黄金北、黄金南、戸磯(一部)
提供情報なし。

恵み野・中島地区
恵み野西、恵み野南、恵み野北、恵み野東、中島町
提供情報なし。

島松地区
島松旭町、島松寿町、島松仲町、島松東町、島松本町、西島松(一部)
提供情報なし。

直営除雪地区
漁太、春日、上山口、北柏木町5丁目、北島、島松沢、下島松、中央(一部)、中島松、西島松(一部)、林田、穂栄、南島松(一部)

※恵庭市除雪情報 <http://eniwa-josetsu.net/>

目標3-2：雪対策に関する支援の推進

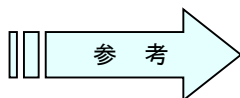
◇施策の内容

(1) 除雪支援事業の促進

少子高齢化の進む社会情勢から、高齢者や障がい者世帯にとっては、敷地内の除雪、特に道路除雪後の玄関前や車庫前の置き雪を取り除くことが困難になっています。このように除雪作業が困難な世帯への支援制度には、近所の助け合いやボランティアによる支援、そして行政が行う福祉除雪などがあります。

除雪が困難な世帯への支援や、市道排雪の支援などを進めるため、除雪支援事業の周知を図るとともに、現行制度の充実や新たな制度を検討し、高齢社会のなかで、今後も共助・公助による雪対策を進めるようにして行きます。

- ①福祉サービス(恵庭市保健福祉部介護福祉課)
- ②除雪ボランティア(社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会)



「資料編 P.12 資料-6 除雪支援サービス」

〈市民に協力してほしいこと〉
◇制度への理解

〈地域に協力してほしいこと〉
◇制度への理解
◇担い手の確保
◇制度の利用

【 基本方針 4 快適に冬を暮すための取組の推進 】

目標 4-1 : 冬の生活の工夫とルールの確立

◇施策の内容

(1) 雪国の暮らしの工夫やルールの確立

北海道の降雪量は、本州の豪雪地帯とは比較にはなりません、気温の差が大きく、ほとんどの地区が大量の降雪に見舞われます。恵庭市においても毎年5mから6mの降雪があります。

今日、都市化の進行や住宅の改良などにより、冬も十分に生活が可能となっていますが、雪のない地方や季節と同じ生活水準を望むこと自体が無理であり、実現不可能なことです。

日頃から各自が雪国としての暮らしの工夫をするなど、市民全体でルールを守って冬を乗り切る必要があります。

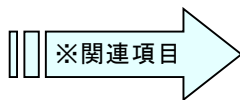
このため、雪国の暮らしの工夫やルールの確立の周知、啓発を進めるようにして行きます。

①通勤、通学時の服装・履物の工夫や公共交通機関の利用促進

冬に雪のない季節と同じ生活を望むのは無理であり、通勤や通学時には、防寒のための服装や履物などの工夫が必要となります。

また、降雪が多いときは、とかく交通渋滞が発生しやすいため、交通機関の利用にも配慮が必要です。夏期と比べるとバス利用率は高くなっていますが、できるだけ多くの方が自家用車の利用を控え、公共交通機関を利用することで円滑な交通の確保が容易になってきます。

このため、冬の服装や履物の工夫の啓発、公共交通機関の利用促進の啓発を進めるようにして行きます。



「P. 15 目標 1-1 冬期生活環境の確保」

〈市民に協力してほしいこと〉

◇生活の工夫

例) 公共交通機関の利用

②ごみ出しにも配慮

収集日の前日にごみを出し、その後、降雪があると除雪作業によってごみが散乱したり、排雪時に雪堆積場に運ばれ、雪解けが進むと大変見苦しく不衛生になるのも問題の一つです。また、雪堆積場は、ほとんどが借地で使用しているため、返却時にゴミ拾い等で費用が掛かります。

一人ひとりが吹雪や大雪のときのごみ出しはやめ、次の収集日まで待

つといった配慮をすることなどで、良い環境を保つことが可能になります。

このため、冬のごみ出し方法の周知、啓発を進めるようにして行きます。



〈市民に協力してほしいこと〉
 ◇ごみ出し方法の理解
 ◇マナーへの配慮

〈地域に協力してほしいこと〉
 ◇地域での周知

③道路への雪出しはしない・させない

敷地内の雪は、自己敷地での処理が原則で道路に出すことは禁止されています。また、除雪後の置き雪の処理では、一時的な雪置き場として道路を利用することになりますが、この場合は周辺の迷惑を最小限にするための配慮が必要です。

近年、自己負担により業者に排雪を依頼する方が増えつつありますが、その場合でも同様です。自動車や歩行者の通行スペースに雪を積んだり、まき散らしたりすることのないようにしなければなりません。また、商店や事業所なども敷地内や駐車場の雪を道路脇に積まないようにし、自分で排雪をする必要があります。

このため、地域での排雪（公園の利用）などの検討を行って、「道路への雪出しはしない、させない」の周知、啓発を進めるようにして行きます。



〈市民に協力してほしいこと〉

◇マナーへの配慮

例) 敷地内の堆積場所の確保

〈地域に協力してほしいこと〉

◇地域での排雪



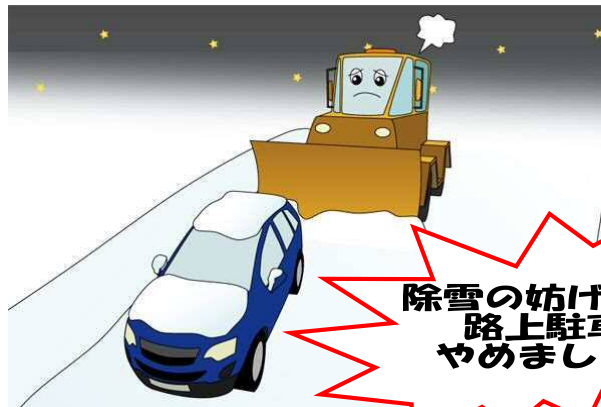
※宅地内や屋根、駐車場の雪を道路に出すことは
道路法などで禁止されています。
(道路法：一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)
(道路交通法：三月以下の懲役又は五万円以下の罰金)

参 考

「資料編 P. 14 資料-8 道路への雪出しの禁止に関する法律」

④路上駐車をしない・させない

冬期は、特に道路が狭くなるうえに路上駐車をすると通常の自動車の通行や緊急車両の通行の妨げになるばかりでなく、除雪や排雪の大きな支障となり、近隣に住む人々にも大変な迷惑となります。一人ひとりの自覚によって地域ぐるみで冬を乗り切る必要があります。このために、「路上駐車をしない、させない」の周知、啓発を進め、関係機関との連携強化を進めていきます。



〈市民に協力してほしいこと〉

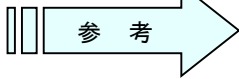
◇駐車スペースの確保
◇路上駐車をしない

〈地域に協力してほしいこと〉

◇地域での周知



※路上駐車は「自動車の保管場所の確保等に関する法律」で禁止されています。
(三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金)



参考

「資料編 P.15 資料-9 路上駐車の禁止に関する法律」

⑤安全運転

冬期は、道路が滑りやすく、また、時には段差やわだちもあるなど、車の運転には慎重さが必要になります。

このため、安全な運転の啓発を進めていきます。

〈市民に協力してほしいこと〉
◇慎重な運転

目標4-2：雪の有効活用

◇施策の内容

(1) 冷熱エネルギーの利用促進

近年、雪や氷を食料備蓄や冷房のエネルギーとして利用する研究や実験が進んでいます。食料備蓄では、雪を穀類や野菜類の低温貯蔵に利用することやビルやマンション、畜舎の冷房などに利用する取り組みが道内の各地で実践されています。さらに、北海道農業の潜在能力を生かす大規模長期食料備蓄基地を設ける構想もあります。

一般家庭でも昔から冬に野菜を貯蔵していた家庭も多かったように、工夫次第では春までなら野菜などの貯蔵に雪室として使うことが可能となるなど、利活用についての啓発を進めるようにしていきます。

〈市民に協力してほしいこと〉
◇雪や氷の活用、工夫

(2) 冬季イベントの促進

冬季のイベントでは、各地で開催されている雪や氷の像を作成展示する祭典や雪合戦などが代表的なもので、閉じこもりがちな冬の生活に明るさと活気を呼び込んでいます。

恵庭市では、「雪んこまつり」「えにわシーニックナイト」「スノーフェスタ」「恵庭クロスカントリースキー大会」などが行われています。

今後も、より多くの人々に参加して頂けるよう運営方法に検討を加えながら冬季イベントの支援を進めるようにして行きます。

〈市民に協力してほしいこと〉

◇イベントへの参加

〈地域に協力してほしいこと〉

◇イベントへの協力、参加



「えにわシーニックナイト」



「スノーフェスタ」



「恵庭クロスカントリースキー大会」